

## 奈良市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、カナ順)

	氏名	所属・役職名等	備考
1	石井 未久	公募委員	
2	オオガタ 大 方 美 香	大阪総合保育大学 学長	会長
3	オカダ 岡田 和 大	奈良市PTA連合会 相談役	
4	カネノ 金野 秀 一	奈良市自治連合会 副会長	
5	カメモト 亀本 和 也	奈良市保育園保護者会連絡協議会 副会長	
6	クニハラ 國原 智 恵	奈良市保育会 会長	
7	クサモト 菓本 恭 子	株式会社Women's Future Center 代表	
8	シノダ 篠田 厚 志	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西	
9	タバタ 田畑 仙 子	公募委員	
10	ハマダ 浜田 進 士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	副会長
11	ヒガシ 東 裕 子	奈良市私立幼稚園協会 研修委員	
12	ミヤジマ 宮島 英 理 子	奈良県私立幼稚園PTA連合会 地区役員	
13	ヤマシタ 山下 裕 美	社会福祉法人大阪水上隣保館 地域子育て支援部門長	
14	ヨコヤマ 横山 真 貴 子	奈良教育大学教育学部 教授	

令和4年3月1日 現在

奈良市子ども・子育て会議 庁内名簿

	氏 名	所属 ・ 役職名等	備 考
1	鈴木 千恵美	子ども未来部長	
2	野儀 あけみ	子ども未来部理事	
3	米田 由喜	子ども未来部次長	
4	玉置 卓	子ども政策課長	
5	田村 敏之	保育総務課長	
6	安井 清恵	保育所・幼稚園課長	
7	池田 有希	子ども育成課長	
8	阪口 二郎	子育て相談課長	
9	東浦 一郎	児童相談所設置推進課長	
10	藤岡 かおり	母子保健課長	
11	五味原 正浩	教育政策課長	
12	細川 忠美	地域教育課長	
13	伊東 幹子	学校教育課長	

令和4年3月1日 現在

(1) 趣旨

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第12条に基づき子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議を設置し、開催する。

(2) 概要

<テーマ>

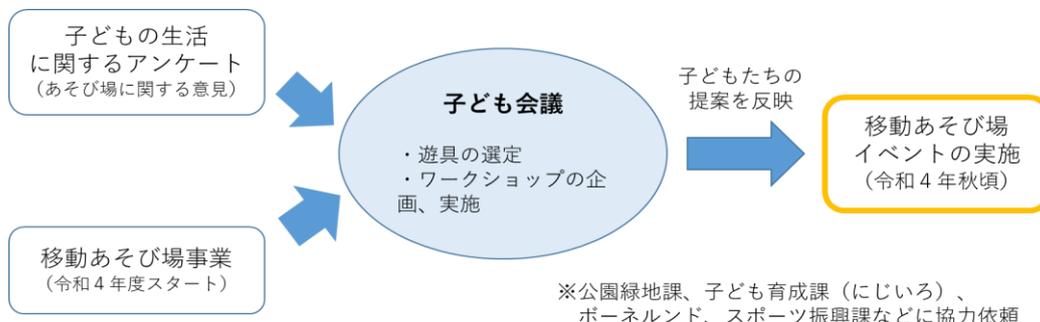
「笑顔があふれるあそび場をつくろう! (仮題)」

令和4年度に新規事業として「移動あそび場事業」が実施予定であること、そして「子どもの生活に関するアンケート(子ども育成課実施)」において、子どもの居場所やあそび場についての意見が多数寄せられたため、「遊び」をテーマに令和4年度子ども会議を開催する。

移動あそび場における遊び方や使用するおもちゃのことなどについて提案してもらい、今後のあそび場の運営に活かしていく。秋ごろ実施予定である移動あそび場イベントには、子どもたちに実際に参加してもらい、提案を実現する。

(参考)子どもの生活に関するアンケートご意見 ※一部抜粋

- ・子どもが遊ぶ環境がもっと増えるといい
- ・子どもが集まりやすく広く整備された公園、公民館(卓球、バドミントン、バスケットボールなど貸し出してプレイできるスペース)、児童館があるといい
- ・お祭りのようなみんなが楽しめる行事にしてほしい
- ・学校の行事とかをもっとたくさんしたい



令和4年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		参加者募集		子ども会議(全5回) + 市長への意見報告会		移動あそび場イベント実施(予定)	

令和4年5月下旬～7月

参加者申込受付

令和4年7月～8月

子ども会議本番(全5回) + 市長・教育長への意見報告

令和4年秋ごろ

移動あそび場イベントの実施(予定)

### (3) 開催日時及び開催方法

回	開催日	開催時間	開催方法
第1回	7月26日(火)	午前10時から正午まで	奈良市役所 北棟2階 203会議室
第2回	7月28日(木)		
第3回	8月2日(火)		
第4回	8月4日(木)		
第5回	8月9日(火)		
市長への 意見報告会	8月18日(木)		

※ 子どもたちが参加しやすい夏休み期間を中心に開催する。

※ 5回目のあと、市長・教育長へ提案のプレゼンテーションを行う。

※ 令和4年秋ごろに移動あそび場イベントを実施し、参加者に参加してもらい、提案を実現する。

### (4) 参加者

奈良市内に在住又は在学する10歳から17歳までの子ども最大で30名程度を想定する。

なお、応募者多数の場合は抽選とする。

【募集方法】
① 奈良市内の各学校(小・中・高等学校等)に参加者募集の案内チラシ・ポスターを配布
② 奈良市公式ホームページへの募集記事掲載
③ 令和3年度奈良市子ども会議参加者への案内
④ 奈良教育大学附属中学校2年生(現1年生)へ個別案内 (SDGs未来都市計画の活動)
⑤ 子ども未来部SNSでの発信 等

【応募方法】		
奈良市公式ホームページの参加申し込みフォームにアクセスし、以下の必要事項を入力する。 オンラインによる申込ができない場合は、メール、郵送、FAX等で奈良市子ども未来部子ども政策課まで提出。応募締め切りは令和4年7月11日(月)。		
(必要事項)		
・氏名(ふりがな)	・年齢	・住所
・電話番号	・Eメールアドレス	・学校名/学年

(参考)

令和3年度奈良市子ども会議参加者数	20名
令和2年度奈良市子ども会議参加者数	30名
令和元年度奈良市子ども会議参加者数	22名
平成30年度奈良市子ども会議参加者数	20名
平成29年度奈良市子ども会議参加者数	28名
平成28年度奈良市子ども会議参加者数	37名
平成27年度奈良市子ども会議参加者数	42名

### (5) 進行及びサポート

子どもたちの意見を引き出し、話し合いが円滑に進むように、専門のファシリテーターを配置する。

令和4年度奈良市子ども会議ファシリテーター
特定非営利活動法人 子どもの権利条約総合研究所 関西事務所長 浜田 進士 氏

## (6) サポーター

子どもたちの補助等を行うサポーターとして、奈良市内に在住又は在学している大学生等を数名程度募集する。サポーターには、謝礼として1日につき3,500円を支払うこととする。

### 【 募集方法 】

- ① 令和3年度奈良市子ども会議に参加したサポーターへの案内
- ② 市内の大学等を通じて周知

### 【 応募方法 】

次の必要事項を記入し、令和4年7月11日(月)までにメール、郵送、FAX等で奈良市子ども未来部子ども政策課まで提出。

(必要事項)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| ・住所       | ・電話番号     |
| ・氏名(ふりがな) | ・Eメールアドレス |
| ・年齢       | ・学校名/学年   |

(参考)

令和3年度奈良市子ども会議サポーター参加者数 3名

## (7) その他

- ・参加に係る経費(交通費等)として、参加1回につき500円の図書カードを参加者へ配付する。
- ・奈良市子ども会議は、原則的に公開で実施するものとし、参加者には募集段階からその旨を示し、参加者とその保護者から公開に関する承諾書を提出してもらう。

## (参考) 奈良市子ども会議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号。以下「条例」という。）第12条に規定する奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 子ども会議において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策に関すること。
- (2) その他必要と認める事項

(参加者)

第3条 市長は、条例第3条第2号に規定する子どもであって、原則として11歳以上18歳未満であるもののうちから、子ども会議への参加を求めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して子ども会議への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 子ども会議の運営に関する事項は、条例第12条第2項の規定に基づき子ども会議において決定する。

(支援)

第5条 条例第12条第2項後段の規定による市の支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども会議の開催及び運営等に必要な情報の提供及び経費の補助
- (2) 子ども会議への子どもの参加の促進
- (3) その他子ども会議の運営のために必要と認める事項

(市長への意見の提出)

第6条 市は、子ども会議が条例第12条第3項の規定に基づき、これに参加する子どもの意見をまとめ市長に提出する場合には、必要な支援を行うものとする。

(庶務)

第7条 子ども会議の庶務は、子ども政策課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子ども会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

## (参考) 奈良市子ども会議実施に関する方針

### 第1 目的

この方針は、奈良市子ども会議（以下「会議」という。）が参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるとともに、その会議において出された意見をまとめ市長に提出することを目的に定めるものとする。

### 第2 定義

この方針において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 子ども参加者 原則として11歳以上18歳未満であるものを対象に公募等により選考した者をいう。
- (2) ファシリテーター 会議が円滑に進むように会議全体の進行をするとともに、サポーター及び市への助言や調整を行う者をいう。
- (3) サポーター 子ども参加者に対して会議参加へのサポートをするとともに、ファシリテーター及び市との調整を行う者をいう。

### 第3 留意事項

会議を実施するにあたり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議が、子ども参加者にとって安心して参加し、意見を出しやすい場となるよう、子ども参加者同士、ファシリテーター及びサポーターとの良好な関係の構築に努めること。
- (2) 子ども参加者が互いに認め合い、協力し合える関係の構築に努めること。
- (3) 子ども参加者一人ひとりが積極的に参加するよう働きかけ、特定の子どもの参加者に過度な負担がかからないように努めること。
- (4) 子ども参加者への助言を行う際は、考えを押し付けるようなことにならないよう努めること。
- (5) 会議において知り得た子どもの参加者の個人情報のみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。なお、会議終了後も同様とする。

### 第4 市の役割

市は、会議運営に係る総合的な調整及び広報に関すること、その他会議に関する必要な役割を担う。

### 第5 提出された意見等の取扱い

市は、会議から市長に提出された意見等の要点を整理集約した上で、それに対する市の考え方とともに公表するものとする。ただし、単に賛否を述べるのみの意見については公表しないものとする。なお、この場合、子ども参加者の個人情報等には配慮するものとする。

### 第6 公開

会議は、原則的に公開で実施するものとし、子ども参加者の募集にあたってはその旨を示すものとする。

#### 附 則

この方針は、平成27年6月4日から施行する。

# 2022年 奈良市子ども会議

会議テーマ

笑顔があふれるあそび場をつくろう！

はまだ しんじ  
ファシリテーター：浜田 進士（子どもの権利条約総合研究所関西事務所長）

ふだん  
みなさんは普段どのような〈遊び〉をしていますか？  
家の中での〈遊び〉・外での〈遊び〉・体を動かす〈遊び〉など…  
みなさんが「楽しい！」と感じる〈遊び〉は何でしょうか？

今、奈良市では「移動あそび場イベント」を計画しています。  
「移動あそび場」とは、市内の公園や施設などに移動式遊具を持ちこんで楽しく遊べる場所のこと！

今年度の子ども会議では、みなさんの思う〈遊び〉を共有し、  
考えた提案を「移動あそび場イベント」で実現したいと考えています。  
みなさんが「楽しい！」と思う〈遊び〉について話し合い、より楽しい奈良市をつくりましょう！



※2021年子ども会議の内容  
など詳しくはこちら

2019年・2021年子ども会議の様子

## 開催日時

すべて午前10時～正午まで  
【全5回】  
2022年7月26日(火)、28日(木)、  
8月2日(火)、4日(木)、9日(火)

※全5回の日程終了後に参加者のみなさんから奈良市長  
への報告会を開催する予定です。

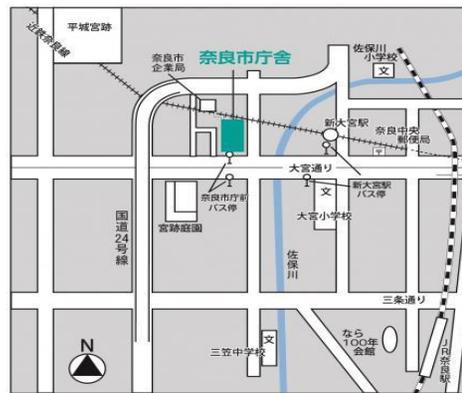
## 子ども会議とは？

子どもたちみんなが  
自由に意見を伝えることができる場所！  
いろんな学校のお友だちと交流できるよ♪

(申込については裏面へ)

**会場**

奈良市役所 北棟2階【203会議室】

**応募できる人**

奈良市内に在住または在学している10歳から17歳までの人。  
 (年齢は2022年4月1日現在。) 募集人数は30名程度。

**応募方法**

下記QRコードを読み取り、参加申込フォームから必要事項を入力してお申し込みください。  
 上記の方法が難しい場合は、下記の応募用紙を記入して、メール・郵送・FAXのいずれかの方法でお申し込みください。※メールでの応募は応募用紙にある必要事項を本文に入力して送信してください。

**メール・郵送・FAXで申込される場合の宛先**

奈良市役所 子ども未来部 子ども政策課  
 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
 電話：0742-34-4792 FAX：0742-34-4798  
 メール：kodomoseisaku@city.nara.lg.jp



参加申込フォーム  
 から応募される場合  
 はQRコードをスキャン  
 してください。

**応募締切**

**2022年7月11日(月)まで ※郵送の場合は必着**  
 ※応募者多数の場合は抽選になります。(抽選の結果は応募締切後に応募者全員に連絡します。)

**奈良市子ども会議 応募用紙**

氏名(ふりがな) : \_\_\_\_\_ 年齢 : \_\_\_\_\_ 歳

学校名 : \_\_\_\_\_ 学年 : \_\_\_\_\_ 年

住所 : 〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

メールアドレス : \_\_\_\_\_

ご応募の理由があればご記入ください。

※ 奈良市子ども会議で、撮影した写真や氏名等を奈良市のホームページや印刷物、報道等で使用することがありますのでご了承くださいませようお願いいたします。(後日、参加者ご本人と保護者様には承諾書にご署名いただきます。)

ご応募ありがとうございます。



# 2022年

資料2-3

# 奈良市子ども会議

ぼしゅう

## 参加者募集♪

【会議テーマ】

### 笑顔があふれるあそび場をつくろう！



みなさんは普段どのような〈遊び〉をしていますか？  
家の中での〈遊び〉・外での〈遊び〉・体を動かす〈遊び〉  
など…  
みなさんが「楽しい！」と感じる〈遊び〉は何でしょうか？

今、奈良市では「移動あそび場イベント」を計画しています。

「移動あそび場」とは、市内の公園や施設などに移動式遊具しせつを持ちこんで楽しく遊べる場所のこと！

今年度の子ども会議では、みなさんの思う〈遊び〉ぎょうゆうを共有し、考えた提案を「移動あそび場イベント」で実現したいと考えています。

みなさんが「楽しい！」と思う〈遊び〉について話し合い、より楽しい奈良市をつくりましょう！



※ 2019年・  
2021年子ども会議の様子

### 奈良市子ども会議とは？

子どもたちみんなが自由に意見を伝えられる場所です！いろいろな学校・学年のお友だちとなかよくなれますよ♪

#### 開催日時

すべて 午前10時～正午まで

2022年 7/26(火)、28(木)、8/2(火)、4(木)、9(火)

※全5回の日程終了後に参加者のみなさんから奈良市長への報告会かいさいを開催する予定です。

#### 開催場所

奈良市役所

#### 応募締切

7/11(月) ※郵送の場合は必着

これまでの取組や

応募方法おうぼについては市のHPをチェックしてね！



#### 対象

小学5年生から高校3年生（奈良市内在学・在住）

奈良市 子ども会議

検索

## 奈良市が国内初「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）実践自治体」として承認

令和3年12月に、奈良市はユニセフ（国連児童基金）が1996年から世界各国で取り組む、「子どもにやさしいまちづくり事業」（CFCI=Child Friendly Cities and Communities Initiative）で、国内初の実践自治体に選ばれました。



今回の承認は「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の制定や、毎年開催している「奈良市子ども会議」など、本市のこれまでの取組みが、日本ユニセフ協会の推奨する「子どもにやさしいまちづくり」を実践している自治体であると評価されたものです。

### 子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）とは

子どもの権利条約に明記されている子どもの権利を実現することに市町村が積極的に取り組むユニセフが提唱する世界的な活動。開発途上国、先進国合わせて58カ国・5,676の自治体やコミュニティで展開。（令和3年3月時点）

### ユニセフ日本型CFCIチェックリストによる本市の令和3年度評価

構成要素	チェック項目数	奈良市の現状評価				◎、○の割合	【参考】令和2年度◎、○の割合
		◎ (整備済み)	○ (整備進行中)	△ (実施する意向がある)	— (現時点では実施の意向がない)		
1 子どもの参画	7	6	1	0	0	100%	100%
2 子どもにやさしい法的枠組み	5	5	0	0	0	100%	100%
3 子どもの人権を保障する施策	9	9	0	0	0	100%	100%
4 子どもの人権部門または調整機構	3	3	0	0	0	100%	100%
5 子どもへの影響評価	6	5	0	0	1	83%	83%
6 子どもに関する予算	4	3	0	0	1	75%	50%
7 子ども報告書の定期的発行	3	2	1	0	0	100%	33%
8 子どもの人権の広報	5	4	0	0	1	80%	40%
9 子どものための独立したアドボカシー	4	3	1	0	0	100%	75%
10 (奈良市独自項目) 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の運用	3	3	0	0	0	100%	100%
<b>合計</b>	<b>49</b>	<b>43</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>94%</b>	<b>82%</b>

CFCIチェックリストとは、ユニセフが提示する基準に沿って、自治体のCFCIの取り組みを評価するためのものです。「子どもにやさしいまちづくり」のために必要な要素である、ユニセフが世界で適用している9つの項目と、奈良市独自の項目をあわせた全10項目で構成されています。評価結果に対して継続的なPDCAサイクルを回すことで、「子どもにやさしいまちづくり」に向けた継続的な取り組みにつなげることを目的としています。

# 第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画 (奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン)

## 令和4年度中間見直しについて

奈良市子ども未来部子ども政策課  
令和4年3月28日

# 1. 第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画（奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン）について

## 第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）

<子ども・子育て支援法第61条（抄）>

1 市町村は、基本指針に即して、**五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画**（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。



## 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等の中間年の見直しについて（内閣府）令和4年2月25日

### 基本指針

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）

「法の施行後、**教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、・・・量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要**となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、**計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと**。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。」

### 第二期市町村計画等の中間年見直しの考え方

○第二期市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）及び第二期都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「都道府県計画」という。）は、令和2年度～6年度を計画期間として策定されているところ、**令和4年度はその中間年**に当たる。

○各都道府県及び各市町村におかれては、必要に応じて、適切な見直し作業を進めていただきたい。（既に地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、令和3年度に見直しを行った自治体や、現在見直しを実施中の自治体について、改めて作業を行うことを求める趣旨ではない。）

○市町村計画及び都道府県計画が、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関して定めるものであることを踏まえ、中間年の見直しの有無にかかわらず、地域の実情に応じて必要な場合は、適時に市町村計画等の見直しを検討いただきたい。

## 2. 中間見直しについて

### (1) 国が示す中間見直しの考え方

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について 令和4年3月18日 抜粋  
<内閣府子ども・子育て支援本部参事官(子ども・子育て支援担当)>

#### 1. はじめに

計画期間の中間年における見直しを行うための参考となる考え方を示す。

実際にどのような方法で見直しを行うかは、今回お示しした算出方法の全体を活用する、一部を活用する等も含め、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、各自治体において適切に判断いただきたい。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績(今後の利用ニーズを含む)の想定が困難であって、令和4年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要なに応じて実施していただきたい。

#### 2. 見直しの方法について

##### 2. 1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

- ・市町村計画において設定した提供区域ごとに、教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値に基づくこと。
- ・「量の見込み」(必要利用定員総数)と比較し、10%以上の乖離がある場合※は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこと。

$$\text{※ } \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \leq 90\% \text{ 又は } \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \geq 110\%$$

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたい。また、乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、「1. はじめに」に記載しているとおり、令和5年度以降に見直しを行うことや、(4)に掲げる「量の見込み」の補正を実施するに当たり、当該影響を十分留意した上で補正を行うなど、適切に対応していただきたい。

##### 2. 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

- ・必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。 また、「2. 1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し」と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意した上で「量の見込み」等の見直しを行っていただきたい。

## 2. 中間見直しについて

### (2) 中間見直しの対象事業

<子ども・子育て支援法第61条>で定められている、保育所・幼稚園・こども園など「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の13事業における量の見込みと確保方策が中間見直しの検討対象となります。

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」(令和2年度～令和6年度) 第5章							
対象事業	No	奈良市における事業名	担当課	対象事業	No	奈良市における事業名	担当課
教育・保育	2	教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	子ども政策課	(7) 地域子育て支援拠点事業(子育て広場)	55	地域子育て支援拠点事業	子ども育成課
			保育所・幼稚園課		56	子育てスポット事業	子ども育成課
			保育所・幼稚園課		57	子育てスポットすくすく広場事業	子ども育成課
(1) 利用者支援事業	64	利用者支援事業	子ども育成課	(8) 一時預かり事業	4	幼稚園等の一時預かり事業	保育総務課
			母子保健課				保育所・幼稚園課
(2) 時間外保育事業(延長保育事業)	5	保育所等の延長保育	保育総務課	(8) 一時預かり事業	60	保育所等における一時預かり事業	保育所・幼稚園課
			保育所・幼稚園課				61
(3) 放課後児童健全育成事業(バンビーホーム等)	22	放課後児童健全育成事業	地域教育課	(9) 病児・病後児保育事業	62	病児・病後児保育事業	保育所・幼稚園課
(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ等)	63	子育て短期支援事業	子育て相談課	(10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	101	ファミリー・サポート・センター事業	子ども育成課
(5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問)	43	乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問)	子育て相談課	(11) 妊婦健康診査事業	40	妊婦健康診査事業	母子保健課
(6) 養育支援訪問事業	93	養育支援訪問事業	子ども育成課	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	未実施	—
			子育て相談課				
				(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—	令和3年度より実施	保育所・幼稚園課

※「No」は「進捗管理事業一覧」の各事業Noと紐づいています。

### 3. 中間見直し実施にあたっての検討

#### (1) 中間見直しの目的と懸念点

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）平成28年8月31日一部改正

「量の見込みと（実態が）大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要」

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について 令和4年3月18日 抜粋

基準：市町村計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合



**目的：現時点のニーズ量（もしくは実績値）に基づいて計画値を再設定することで乖離を補正**

懸念点

現在のコロナ禍における非常時のニーズ量（もしくは実績値）に基づき、令和6年度までの計画値を再設定することで、平常時のニーズ量や実績値より低い計画値となる可能性がある

### 3. 中間見直し実施にあたっての検討

#### (2) 実績値／計画値の乖離状況

教育・保育

(単位：人)

提供区域	平成30年度						令和元年度					令和2年度				
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳	
中央	実績値	915	154	1,184	757	199	871	164	1,158	731	218	876	149	1,167	711	192
	計画値	924	143	1,181	765	234	889	151	1,176	775	240	724	150	985	725	226
	乖離率	1.0%	7.7%	0.3%	1.0%	15.0%	2.0%	8.6%	1.5%	5.7%	9.2%	21.0%	0.7%	18.5%	1.9%	15.0%
	実績前年度比	—	—	—	—	—	95.2%	106.5%	97.8%	96.6%	109.5%	100.6%	90.9%	100.8%	97.3%	88.1%
西部北	実績値	1,113	121	881	596	166	1,097	135	927	584	163	1,075	98	968	614	145
	計画値	986	107	895	558	196	949	112	891	566	201	1,122	153	978	607	160
	乖離率	12.9%	13.1%	1.6%	6.8%	15.3%	15.6%	20.5%	4.0%	3.2%	18.9%	4.2%	35.9%	1.0%	1.2%	9.4%
	実績前年度比	—	—	—	—	—	98.6%	111.6%	105.2%	98.0%	98.2%	98.0%	72.6%	104.4%	105.1%	89.0%
西部南	実績値	1,430	192	1,057	725	212	1,417	196	1,112	717	207	1,387	174	1,173	762	193
	計画値	1,452	215	1,014	718	226	1,396	226	1,009	727	232	1,449	215	1,208	709	216
	乖離率	1.5%	10.7%	4.2%	1.0%	6.2%	1.5%	13.3%	10.2%	1.4%	10.8%	4.3%	19.1%	2.9%	7.5%	10.6%
	実績前年度比	—	—	—	—	—	99.1%	102.1%	105.2%	98.9%	97.6%	97.9%	88.8%	105.5%	106.3%	93.2%
南部	実績値	94	8	216	123	31	108	9	223	125	35	88	15	222	123	31
	計画値	101	1	239	113	41	97	1	238	115	42	113	12	236	122	39
	乖離率	6.9%	700.0%	9.6%	8.8%	24.4%	11.3%	800.0%	6.3%	8.7%	16.7%	22.1%	25.0%	5.9%	0.8%	20.5%
	実績前年度比	—	—	—	—	—	114.9%	112.5%	103.2%	101.6%	112.9%	81.5%	166.7%	99.6%	98.4%	88.6%
東部	実績値	36	7	105	38	9	27	7	92	44	10	25	6	89	40	4
	計画値	38	8	106	40	11	37	9	106	41	11	27	8	90	41	9
	乖離率	5.3%	12.5%	0.9%	5.0%	18.2%	27.0%	22.2%	13.2%	7.3%	9.1%	7.4%	25.0%	1.1%	2.4%	55.6%
	実績前年度比	—	—	—	—	—	75.0%	100.0%	87.6%	115.8%	111.1%	92.6%	85.7%	96.7%	90.9%	40.0%



乖離率 = | (実績値 / 計画値) - 1 |  
 実績前年度比 = X年度実績 / X-1年度実績

教育・保育では、3号0歳の新規利用者や、2号教育希望の利用者が減少。

### 3. 中間見直し実施にあたっての検討

#### (2) 実績値／計画値の乖離状況

##### ①利用者支援事業

(単位：箇所)

提供区域	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全域	実績値	4	4	5
	計画値	4	4	5
	乖離率	0.0%	0.0%	0.0%
	実績前年度比	—	100.0%	125.0%

	50%以上の乖離
	25%～49%の乖離
	10%～24%の乖離
	10%未満の乖離
	乖離なし

乖離率 =  $|(実績値 / 計画値) - 1|$   
実績前年度比 = X年度実績 / X-1年度実績

利用者支援事業の箇所数はコロナ禍以前から計画がなされており、変動は発生しない。

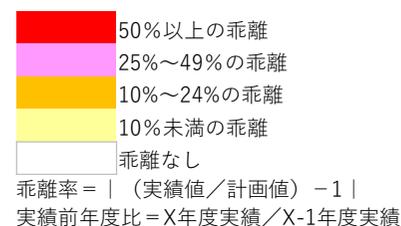
### 3. 中間見直し実施にあたっての検討

#### (2) 実績値／計画値の乖離状況

##### ②時間外保育事業（延長保育事業）

(単位：人)

提供区域	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
中央	実績値	734	829	735
	計画値	937	971	799
	乖離率	21.7%	14.6%	8.0%
	実績前年度比	—	112.9%	88.7%
西部北	実績値	707	690	617
	計画値	726	750	770
	乖離率	2.6%	8.0%	19.9%
	実績前年度比	—	97.6%	89.4%
西部南	実績値	822	776	679
	計画値	881	908	895
	乖離率	6.7%	14.5%	24.1%
	実績前年度比	—	94.4%	87.5%
南部	実績値	—	—	—
	計画値	—	—	—
	乖離率	—	—	—
	実績前年度比	—	—	—
東部	実績値	—	—	—
	計画値	—	—	—
	乖離率	—	—	—
	実績前年度比	—	—	—



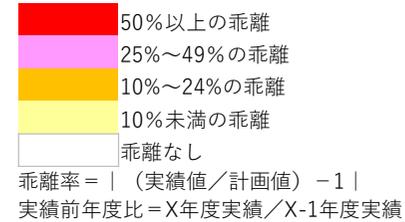
令和2年度は中央では乖離率が改善しているが、西部北・西部南では乖離率が大きくなっている。

### 3. 中間見直し実施にあたっての検討

#### (2) 実績値／計画値の乖離状況

##### ③放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）（単位：人）

提供区域	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
中央	実績値	913	968	537
	計画値	912	935	991
	乖離率	0.1%	3.5%	45.8%
	実績前年度比	—	106.0%	55.5%
西部北	実績値	850	937	495
	計画値	825	845	1,048
	乖離率	3.0%	10.9%	52.8%
	実績前年度比	—	110.2%	52.8%
西部南	実績値	1,197	1,311	820
	計画値	1,076	1,102	1,361
	乖離率	11.2%	19.0%	39.8%
	実績前年度比	—	109.5%	62.5%
南部	実績値	169	189	104
	計画値	195	201	219
	乖離率	13.3%	6.0%	52.5%
	実績前年度比	—	111.8%	55.0%
東部	実績値	163	167	40
	計画値	190	191	145
	乖離率	14.2%	12.6%	72.4%
	実績前年度比	—	102.5%	24.0%



令和2年度は軒並み乖離率が大きく、前年度実績比も大幅減となり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が出ている。

### 3. 中間見直し実施にあたっての検討

#### (2) 実績値／計画値の乖離状況

##### ④子育て短期支援事業（ショートステイ等）（単位：人日）

提供区域	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全域	実績値	217	215	38
	計画値	300	300	300
	乖離率	27.7%	28.3%	87.3%
	実績前年度比	-	99.1%	17.7%

	50%以上の乖離
	25%～49%の乖離
	10%～24%の乖離
	10%未満の乖離
	乖離なし

乖離率 =  $|(実績値 / 計画値) - 1|$   
 実績前年度比 =  $X年度実績 / X-1年度実績$

令和2年度は軒並み乖離率が大きく、前年度実績比も大幅減となり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が出ている。

##### ⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（単位：面接件数）

提供区域	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全域	実績値	2,286	2,119	2,025
	計画値	2,391	2,340	2,223
	乖離率	4.4%	9.4%	8.9%
	実績前年度比	-	92.7%	95.6%

計画値を人口推計に基づいて算出しているため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は出ていない。

##### ⑥養育支援訪問事業（単位：世帯数）

提供区域	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全域	実績値	41	41	101
	計画値	40	40	75
	乖離率	2.5%	2.5%	34.7%
	実績前年度比	-	100.0%	246.3%

令和2年度の乖離は家事支援事業を追加したことに起因するため、新型コロナウイルス感染症によるものではない。

### 3. 中間見直し実施にあたっての検討

#### (2) 実績値／計画値の乖離状況

##### ⑦地域子育て支援拠点事業（子育て広場等）

（単位：人日）

提供区域	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
中央	実績値	47,999	43,333	26,188
	計画値	56,124	60,561	49,966
	乖離率	14.5%	28.4%	47.6%
	実績前年度比	—	90.3%	60.4%
西部北	実績値	65,699	49,768	26,685
	計画値	68,935	72,753	68,392
	乖離率	4.7%	31.6%	61.0%
	実績前年度比	—	75.8%	53.6%
西部南	実績値	25,338	28,257	18,849
	計画値	31,099	32,041	26,377
	乖離率	18.5%	11.8%	28.5%
	実績前年度比	—	111.5%	66.7%
南部	実績値	11,895	12,016	5,606
	計画値	14,009	14,429	12,383
	乖離率	15.1%	16.7%	54.7%
	実績前年度比	—	101.0%	46.7%
東部	実績値	6,065	5,733	4,198
	計画値	5,699	5,822	6,314
	乖離率	6.4%	1.5%	33.5%
	実績前年度比	—	94.5%	73.2%

50%以上の乖離  
 25%～49%の乖離  
 10%～24%の乖離  
 10%未満の乖離  
 乖離なし  
 乖離率 =  $|(実績値 / 計画値) - 1|$   
 実績前年度比 =  $X年度実績 / X-1年度実績$

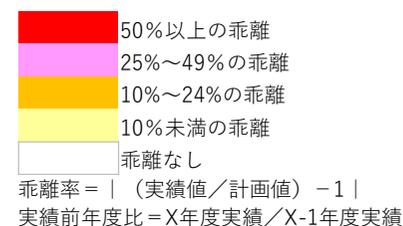
令和2年度は軒並み乖離率が大きく、前年度実績比も大幅減となり、コロナウイルス感染症拡大の影響が出ている。

### 3. 中間見直し実施にあたっての検討

#### (2) 実績値／計画値の乖離状況

⑧一時預かり事業 1.幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり (単位：人日)

提供区域	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
中央	実績値	40,419	33,532	31,829
	計画値	27,773	27,746	42,135
	乖離率	45.5%	20.9%	24.5%
	実績前年度比	—	83.0%	94.9%
西部北	実績値	28,081	29,787	25,924
	計画値	27,433	28,823	30,434
	乖離率	2.4%	3.3%	14.8%
	実績前年度比	—	106.1%	87.0%
西部南	実績値	41,236	48,864	35,525
	計画値	45,303	48,558	45,387
	乖離率	9.0%	0.6%	21.7%
	実績前年度比	—	118.5%	72.7%
南部	実績値	1,120	2,537	2,738
	計画値	489	469	1,132
	乖離率	129.0%	440.9%	141.9%
	実績前年度比	—	226.5%	107.9%
東部	実績値	1,201	1,123	709
	計画値	931	996	1,320
	乖離率	29.0%	12.8%	46.3%
	実績前年度比	—	93.5%	63.1%



南部を除く提供区域で令和2年度は軒並み乖離率が大きくなっており、コロナウイルス感染症拡大の影響が出ている。

### 3. 中間見直し実施にあたっての検討

#### (2) 実績値／計画値の乖離状況

⑧一時預かり事業 2.保育所等の一時預かり (単位：人日)

提供区域	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
中央	実績値	4,696	5,152	3,709
	計画値	3,932	3,871	4,693
	乖離率	19.4%	33.1%	21.0%
	実績前年度比	—	109.7%	72.0%
西部北	実績値	2,952	3,190	2,239
	計画値	4,168	4,836	3,402
	乖離率	29.2%	34.0%	34.2%
	実績前年度比	—	108.1%	70.2%
西部南	実績値	3,819	3,599	1,771
	計画値	5,022	5,361	4,346
	乖離率	24.0%	32.9%	59.2%
	実績前年度比	—	94.2%	49.2%
南部	実績値	—	—	—
	計画値	—	—	—
	乖離率	—	—	—
	実績前年度比	—	—	—
東部	実績値	14	19	39
	計画値	76	80	12
	乖離率	81.6%	76.3%	225.0%
	実績前年度比	—	135.7%	205.3%

50%以上の乖離  
 25%～49%の乖離  
 10%～24%の乖離  
 10%未満の乖離  
 乖離なし  
 乖離率 =  $|(実績値 / 計画値) - 1|$   
 実績前年度比 =  $X年度実績 / X-1年度実績$

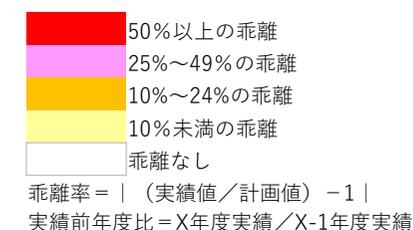
令和2年度は軒並み乖離率が大きく、前年度実績比も大幅減となり、コロナウイルス感染症拡大の影響が出ている。

### 3. 中間見直し実施にあたっての検討

#### (2) 実績値／計画値の乖離状況

##### ⑨病児・病後児保育事業 (単位：人日)

提供区域	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全域	実績値	1,144	1,431	450
	計画値	1,362	1,722	1,824
	乖離率	16.0%	16.9%	75.3%
	実績前年度比	—	125.1%	31.4%



令和2年度は軒並み乖離率が大きく、前年度実績比も大幅減となり、コロナウイルス感染症拡大の影響が出ている。

##### ⑩子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (単位：人日)

提供区域	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全域	実績値	7,288	5,762	4,300
	計画値	6,848	6,932	7,513
	乖離率	6.4%	16.9%	42.8%
	実績前年度比	—	79.1%	74.6%

令和2年度は軒並み乖離率が大きく、前年度実績比も大幅減となり、コロナウイルス感染症拡大の影響が出ている。

##### ⑪妊婦健康診査事業 (単位：回)

提供区域	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全域	実績値	28,759	26,935	25,492
	計画値	33,474	32,760	31,374
	乖離率	14.1%	17.8%	18.7%
	実績前年度比	—	93.7%	94.6%

計画値を人口推計に基づいて算出しているため、コロナウイルス感染症拡大の影響は出ていない。

### 3. 中間見直し実施にあたっての検討

#### (3) 中間見直しの対応について

本来であれば、既に計画値と実績値の乖離が発生している状況を鑑み、中間年度でのニーズ量や過年度実績に基づいた見直しを行うべきであるが、コロナウイルス感染症拡大の影響がある非常時に中間見直しを行った場合、平常時に設定した現在の計画値より低い設定となる可能性がある。

よって令和4年度に予定していた中間見直しは行わず、現行計画値を継続し、令和5年度に実施予定の第三期奈良市子ども・子育て支援事業計画（以下、次期計画）策定のためのニーズ調査の結果に基づき、平常時の計画値を設定する。

令和4年度は令和2年度および令和3年度実績から第二期計画期間内の量の見込みの推移予測などの現状分析を行う。

	第一期計画		第二期計画					第三期計画 (仮)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
平常時	第二期計画 ニーズ調査	第二期計画策定				第三期計画 ニーズ調査(仮)	第三期計画策定(仮)	第三期計画開始(仮)
非常時					令和2年度および令和3年度の実績に基づく量の見込みの現状分析			

### 3. 中間見直し実施にあたっての検討

#### (4) 子ども・子育て世帯の実態把握について

定期・非定期に実施している子ども・子育て世帯を対象としたアンケート調査により実態把握を行う。

(参考) 子育て支援に関するアンケート（令和3年度実施済み、令和4年度も実施予定）

【調査目的】 子育て支援に関するニーズを把握し、今後の奈良市の取り組みの参考資料とする。

【調査対象】 令和3年度奈良市における児童手当受給世帯（公務員を除く。令和3年5月14日現在：22,239世帯）

【調査方法】 児童手当現況届の通知にアンケート回答フォームにアクセスするためのQRコードを付したビラを同封。  
対象者は回答フォームにアクセスの上、アンケートに回答。

【実施期間】 令和3年6月1日から同年6月30日まで

【回答件数】 1,863件

(URL) <https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/123394.html>



(参考) 奈良市子どもの生活に関するアンケート（令和3年度実施）

【調査目的】 学校や家での生活の様子、将来についての考えや希望、子育て世帯の生活環境・経済状況を把握し、今後の奈良市の貧困対策の基礎資料とする。

【調査対象】 奈良市在住の市内小学5年生の児童とその保護者、および市内中学2年生の生徒とその保護者  
(子ども：2,000人、保護者：2,000人)

【調査方法】 調査票を学校配付・郵送回答。

【実施期間】 令和3年11月5日から同年11月22日まで

【回収状況】 子ども：998通、保護者：1,028通



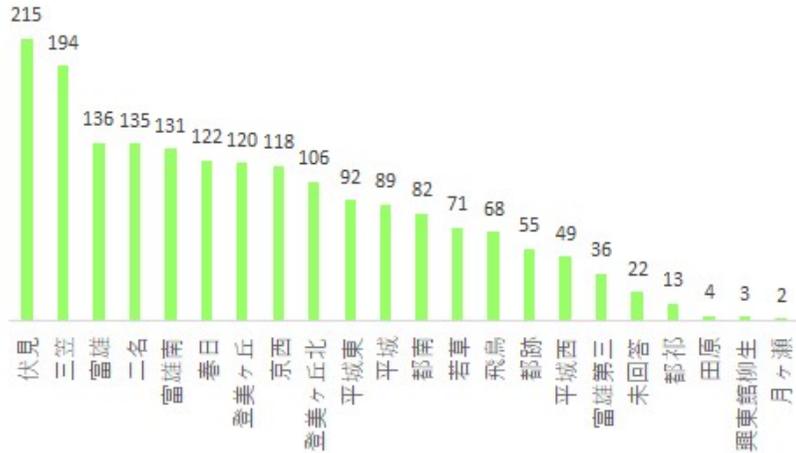
子ども・子育て支援に関するアンケート調査を活用し、実態把握を行う。

### 3. 中間見直し実施にあたっての検討

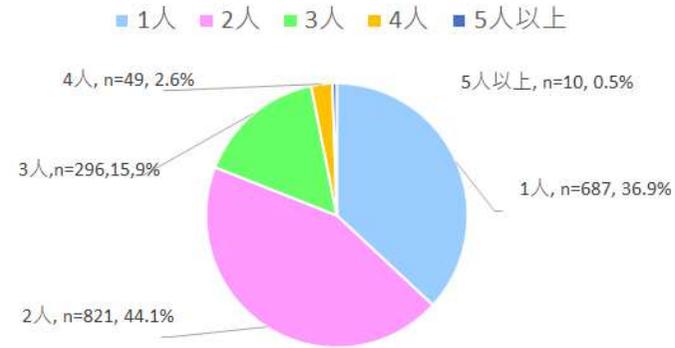
#### (4) 子ども・子育て世帯の実態把握について

(参考) 令和3年度実施 子育て支援に関するアンケート (抜粋)

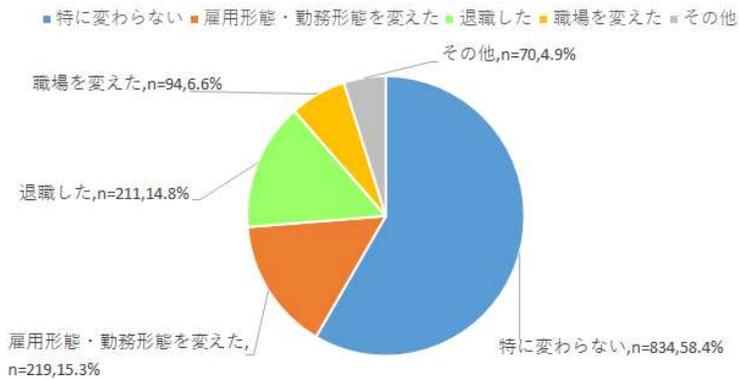
Q2.あなたが住いの中学校区を教えてください。



Q3.お子さんの人数および年齢を教えてください。



Q11.母親の方のみお答えください。最も直近(一番下のお子さん)の出産によって就労状況に変化はありましたか？



Q13.現在利用している教育・保育事業をすべて教えてください。

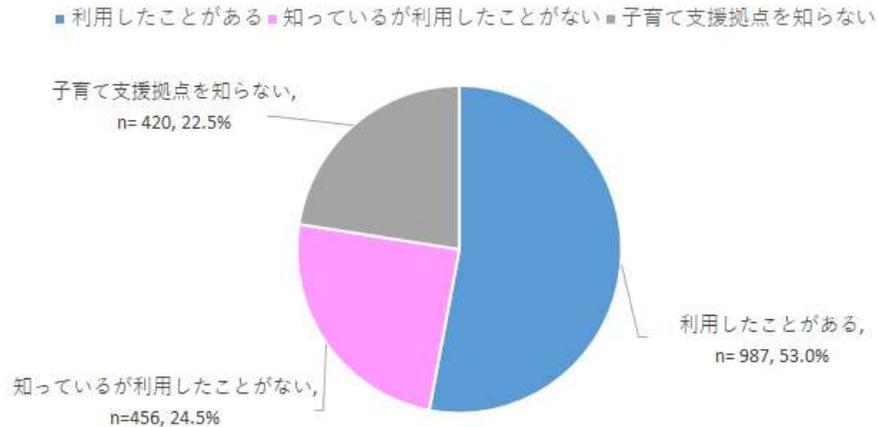


### 3. 中間見直し実施にあたっての検討

#### (4) 子ども・子育て世帯の実態把握について

(参考) 令和3年度実施 子育て支援に関するアンケート (抜粋)

Q16. 子育て支援拠点を利用したことがありますか？



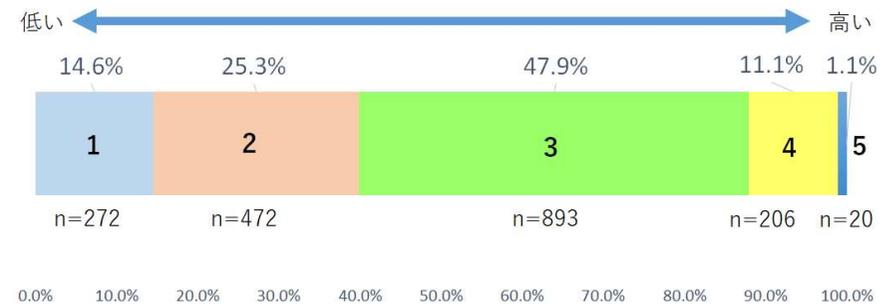
Q25. 妊娠中や出産後3ヶ月以内に家事や育児で困ったことがあれば、当てはまるものをすべて教えてください。



Q19. 子育て支援拠点を利用しない理由があれば、当てはまるものをすべて教えてください。



Q27. 奈良市の子育て環境や子育て支援へのあなたの満足度を、1～5の5段階で評価してください。

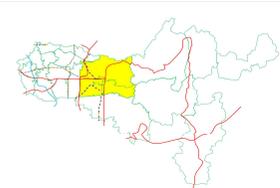


# 令和4年度奈良市教育・保育の提供体制について（案）

奈良市子ども未来部子ども政策課  
令和4年3月28日

# 1. 中央区域の令和3年度の取組状況と令和4年4月の利用定員（案）について

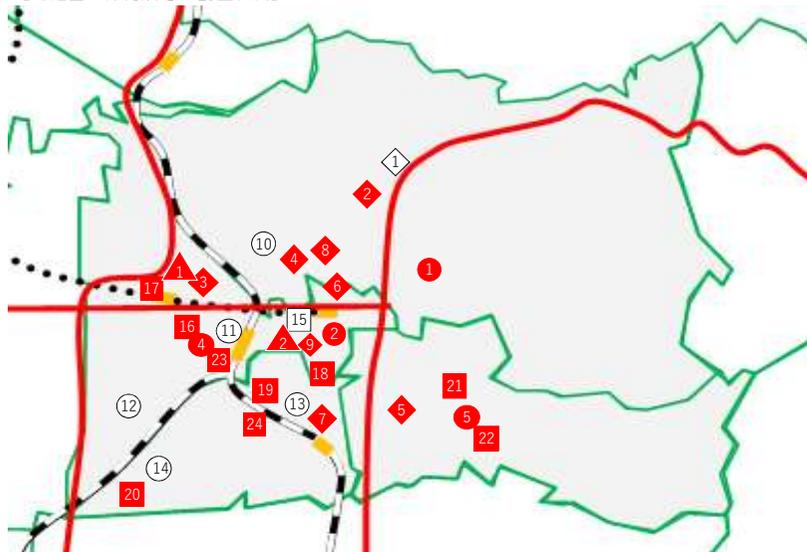
【位置図】



【5年間の量の見込み】

事業計画		3号		2号		1号
		0歳	1・2歳	保育	教育	
	R2	226	725	985	150	724
	R3	230	708	964	157	693
	R4	234	702	947	164	665
	R5	237	693	940	173	646
	R6	231	681	921	169	632

【幼稚園・保育所等の配置状況】



【提供体制の整備に係る令和3年度の取組状況】 ※予算措置量に限る

(1) 市立幼保施設の再編

- 令和3年度 案件なし

(2) 市立幼保施設の民営化

- 大宮保育園・春日保育園の民間移管に向けた引継保育（令和4年4月移管予定）
- 大宮幼稚園・大安寺西幼稚園の民間移管に向けた事業者公募（令和5年4月移管予定）

(3) 地域型保育事業の活用

- 令和3年度 案件なし

(4) 既存の私立施設の拡大

- 幼稚園型認定こども園の施設整備に伴う受入定員増加に向けた取組（1園）
- 私立幼稚園の認定こども園移行に向けた取組（令和4年4月開園予定 1園）

【令和4年4月の確保方策（案）の内訳】

■特定教育・保育施設

（令和4年3月現在）

No	施設名	公私	施設種別	利用定員（人）					備考
				3号		2号	1号	合計	
				0歳	1・2歳				
1	若草こども園	公	幼保連携型認定こども園	12	30	58	30	130	◇
2	佐保山こども園	私	幼保連携型認定こども園	23	103	180	9	315	◆
3	佐保川こども園	私	幼保連携型認定こども園	30	60	90	9	189	◆
4	あいのそのこども園	私	幼保連携型認定こども園	5	24	39	12	80	◆
5	極楽坊あすかこども園	私	幼保連携型認定こども園	15	100	160	25	300	◆
6	認定こども園奈良カトリック幼稚園	私	幼稚園型認定こども園	-	7	21	119	147	◆
7	愛染幼稚園	私	幼稚園型認定こども園	-	18	36	45	99	◆
8	奈良育英幼稚園	私	幼稚園型認定こども園	-	20	30	45	95	◆令和4年4月定員増
9	いさかわ幼稚園	私	幼稚園型認定こども園	-	5	15	135	155	◆令和4年4月開園予定
10	佐保幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	○
11	大宮幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	○
12	大安寺西幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	○
13	済美幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	○
14	大安寺幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	○
15	三笠保育園	公	保育所	20	50	90	-	160	□
16	こまどり保育園	私	保育所	20	42	63	-	125	■
17	新大宮駅前みどりの園保育園	私	保育所	15	30	45	-	90	■
18	奈良ルーテル保育園	私	保育所	12	34	54	-	100	■
19	すまいる保育園	私	保育所	9	30	51	-	90	■
20	あいづ保育園	私	保育所	15	45	80	-	140	■
21	みのり保育園	私	保育所	20	55	90	-	165	■
22	桃の木保育園	私	保育所	6	12	22	-	40	■
23	大宮保育園	私	公私連携型保育所	20	60	120	-	200	■令和4年4月開園予定
24	春日保育園	私	公私連携型保育所	20	60	120	-	200	■令和4年4月開園予定
※11	あいづ保育園分園	私	保育所	-	20	-	-	20	○大宮幼稚園内
特定教育・保育施設 合計				242	805	1,364	779	3,190	

■特定教育・保育施設の確認を受けない幼稚園

No	施設名	公私	施設種別	直近5年間の児童数の平均					備考
				3号		2号	1号	合計	
				0歳	1・2歳				
1	東大寺学園幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	114	114	●
2	親愛幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	110	110	●
3	奈良保育学院付属幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	89	89	●
4	奈良教育大学附属幼稚園	国	幼稚園	-	-	-	118	118	●
特定教育・保育施設の確認を受けない幼稚園 合計				0	0	0	431	431	

■特定地域型保育事業

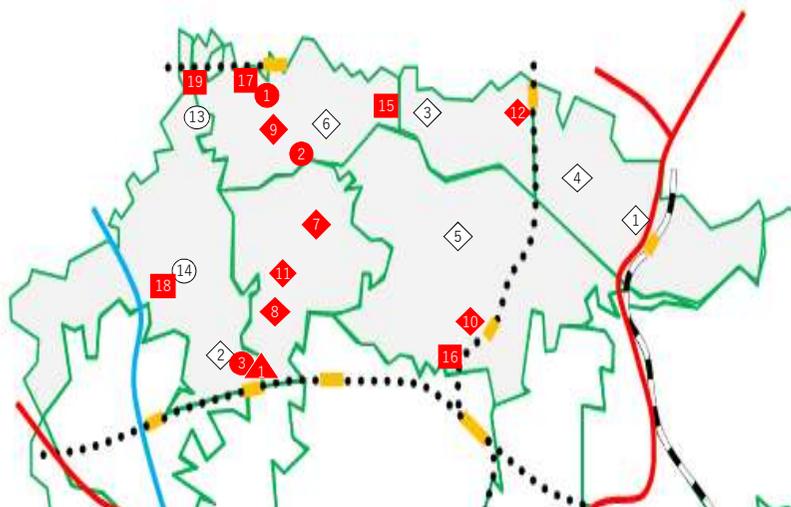
No	施設名	公私	施設種別	利用定員（人）					備考
				3号		2号	1号	合計	
				0歳	1・2歳				
1	奈良すこやか保育園	私	小規模保育事業	6	13	-	-	19	▲
2	古都すこやか保育園	私	小規模保育事業	3	16	-	-	19	▲
特定地域型保育事業 合計				9	29	0	0	38	

## 2. 西部北区域の令和3年度の実績状況と令和4年4月の利用定員（案）について

【位置図】



【幼稚園・保育所等の配置状況】



【5年間の量の見込み】

事業計画	3号				1号
	0歳	1・2歳	保育	教育	
R2	160	607	978	153	1,122
R3	159	621	986	165	1,098
R4	158	623	965	172	1,044
R5	157	630	973	183	1,022
R6	152	618	958	180	1,005

【令和4年4月の確保方策（案）の内訳】

### ■特定教育・保育施設

(令和4年3月現在)

No	施設名	公私	施設種別	利用定員(人)				備考	
				3号		2号	1号		合計
				0歳	1・2歳				
1	左京こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	-	15	155	170	◇
2	青和こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	-	30	140	170	◇
3	神功こども園	公	幼保連携型認定こども園	15	45	75	95	230	◇
4	朱雀こども園	公	幼保連携型認定こども園	22	63	105	60	250	◇
5	平城こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	-	30	140	170	◇
6	東登美ヶ丘こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	-	30	110	140	◇
7	奈良認定こども園学園前学園	私	幼保連携型認定こども園	20	70	120	40	250	◆
8	鶴舞保育園	私	幼保連携型認定こども園	12	56	84	6	158	◆
9	中登美こども園	私	幼保連携型認定こども園	22	74	120	9	225	◆
10	YMCAあきしの保育園	私	幼保連携型認定こども園	15	40	75	9	139	◆
11	鶴舞やまとこども園	私	公私連携幼保連携型認定こども園	9	27	54	85	175	◆
12	右京こだま保育園	私	公私連携幼保連携型認定こども園	24	66	105	30	225	◆
13	登美ヶ丘幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	35	35	○
14	二名幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	○
15	みずほ保育園	私	保育所	6	30	54	-	90	■
16	あかね保育園	私	保育所	20	40	60	-	120	■
17	学研奈良ビュア保育園	私	保育所	6	30	54	-	90	■
18	桜華保育園	私	保育所	15	40	65	-	120	■
19	登美ヶ丘マミーズ保育園	私	保育所	9	24	57	-	90	■
※2	そら保育園分園	私	保育所	3	8	-	-	11	◇青和こども園内
特定教育・保育施設 合計				198	613	1,133	984	2,928	

### ■特定教育・保育施設の確認を受けない幼稚園

No	施設名	公私	施設種別	直近5年間の児童数の平均				備考	
				3号		2号	1号		合計
				0歳	1・2歳				
1	奈良学園幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	129	129	●
2	登美ヶ丘カトリック幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	222	222	●
3	奈良女子大学附属幼稚園	国	幼稚園	-	-	-	137	137	●
特定教育・保育施設の確認を受けない幼稚園 合計				0	0	0	488	488	

### ■特定地域型保育事業

No	施設名	公私	施設種別	利用定員(人)				備考	
				3号		2号	1号		合計
				0歳	1・2歳				
1	学園前ピース保育園	私	小規模保育事業	3	16	-	-	19	▲
特定地域型保育事業 合計				3	16	0	0	19	

【提供体制の整備に係る令和3年度の実績状況】 ※予算措置分に限る

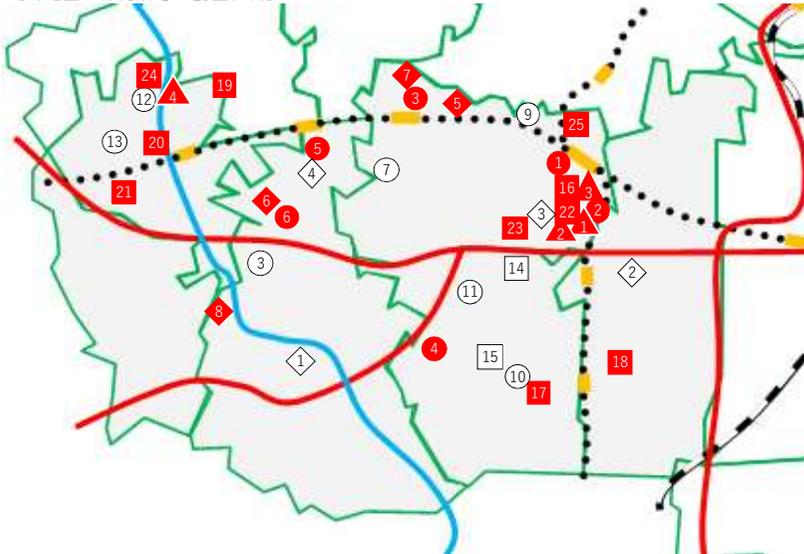
- (1) 市立幼保施設の再編
  - ・ 令和3年度 案件なし
- (2) 市立幼保施設の民営化
  - ・ 令和3年度 案件なし
- (3) 地域型保育事業の活用
  - ・ 令和3年度 案件なし
- (4) 既存の私立施設の拡大
  - ・ 令和3年度 案件なし

### 3. 西部南区域の令和3年度の取組状況と令和4年4月の利用定員（案）について

【位置図】



【幼稚園・保育所等の配置状況】



【提供体制の整備に係る令和3年度の取組状況】※予算措置分に限る

(1) 市立幼保施設の再編

- ・ 令和4年3月末をもって三碓幼稚園閉園予定

(2) 市立幼保施設の民営化

- ・ 富雄第三幼稚園の民間移管に向けた引継保育及び（私）公私連携型保育所「富雄藍咲学園」との統合・認定こども園移行に向けた施設整備

(3) 地域型保育事業の活用

- ・ 令和3年度 案件なし

(4) 既存の私立施設の拡大

- ・ （※新設）民間保育所設置（令和4年4月 1園）

【5年間の量の見込み】

事業計画		3号		2号		1号
		0歳	1・2歳	保育	教育	
		R2	216	709	1,208	
R3	221	735	1,204	217	1,365	
R4	223	763	1,214	220	1,302	
R5	226	778	1,216	223	1,234	
R6	220	761	1,206	221	1,224	

【令和4年4月の確保方策（案）の内訳】

■特定教育・保育施設 (令和4年3月現在)

No	施設名	公私	施設種別	利用定員（人）				備考	
				3号		2号	1号		合計
				0歳	1・2歳				
1	富雄南こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	-	30	140	170◇	
2	都跡こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	-	30	140	170◇	
3	伏見こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	-	15	155	170◇	
4	学園南こども園	公	幼保連携型認定こども園	20	60	120	55	255◇	
5	奈良認定こども園あやめ池学園	私	幼保連携型認定こども園	19	38	65	21	143◆	
6	奈良認定こども園富雄学園	私	幼保連携型認定こども園	15	30	45	28	118◆	
7	こだま保育園	私	幼保連携型認定こども園	15	30	45	15	105◆	
8	富雄藍咲学園	私	公私連携幼保連携型認定こども園	18	51	96	55	220■令和4年4月開園予定	
9	西大寺北幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70○	
10	六条幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70○	
11	伏見南幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70○	
12	富雄北幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70○	
13	鳥見幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70○	
14	伏見保育園	公	保育所	20	60	120	-	200□	
15	京西保育園	公	保育所	18	52	90	-	160□	
16	西大寺保育園	私	保育所	22	54	96	-	172■	
17	西ノ京みどりの園保育園	私	保育所	15	30	45	-	90■	
18	西の京さくら保育園	私	保育所	15	35	60	-	110■	
19	そら保育園	私	保育所	10	23	57	-	90■	
20	とみお駅前保育園	私	保育所	12	39	75	-	126■	
21	西奈良ルーテル保育園	私	保育所	15	42	63	-	120■	
22	YMCAなら保育園	私	保育所	12	30	48	-	90■	
23	西大寺南みどりの園保育園	私	保育所	15	30	45	-	90■	
24	ソフィア富雄保育園	私	保育所	6	30	54	-	90■	
25	memorytree保育園	私	保育所	12	36	62	-	110■令和4年4月開園予定	
特定教育・保育施設 合計				259	670	1,261	959	3,149	

■特定教育・保育施設の確認を受けない幼稚園

No	施設名	公私	施設種別	直近5年間の児童数の平均				備考	
				3号		2号	1号		合計
				0歳	1・2歳				
1	西大寺幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	232	232●	
2	奈良大学附属幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	160	160●	
3	近畿大学附属幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	131	131●	
4	ひかり幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	132	132●	
5	帝塚山幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	125	125●	
6	学園前ネオポリス幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	137	137●	
特定教育・保育施設の確認を受けない幼稚園 合計				0	0	0	917	917	

■特定地域型保育事業

No	施設名	公私	施設種別	利用定員（人）				備考	
				3号		2号	1号		合計
				0歳	1・2歳				
1	YMCA西大寺南保育園	私	小規模保育事業	6	13	-	-	19▲	
2	ニチキッズ伏見菅原保育園	私	小規模保育事業	6	13	-	-	19▲	
3	ニチキッズ南口駅前ひろは保育園	私	小規模保育事業	6	13	-	-	19▲	
4	みらいとみお保育園	私	小規模保育事業	4	13	-	-	17▲	
特定地域型保育事業 合計				22	52	0	0	74	

## 4. 南部区域の令和3年度の取組状況と令和4年4月の利用定員（案）について

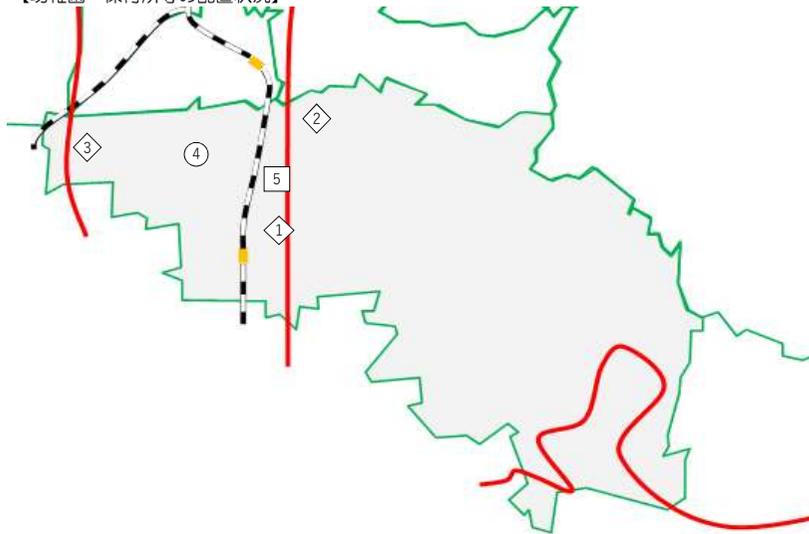
【位置図】



【5年間の量の見込み】

事業計画	3号					1号	
	0歳		1・2歳		保育		教育
	0歳	1・2歳	保育	教育			
R2	39	122	236	12	113		
R3	40	125	238	14	112		
R4	42	130	232	15	108		
R5	43	131	230	16	106		
R6	41	127	224	15	103		

【幼稚園・保育所等の配置状況】



【令和4年4月の確保方策（案）の内訳】

■特定教育・保育施設

（令和4年3月現在）

No	施設名	公私	施設種別	利用定員（人）				備考	
				3号		2号	1号		合計
				0歳	1・2歳				
1	帯解こども園	公	幼保連携型認定こども園	12	42	75	41	170	◇
2	高円こども園	公	幼保連携型認定こども園	15	40	75	30	160	◇
3	辰市こども園	公	幼保連携型認定こども園	18	52	90	55	215	◇
4	明治幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	○
5	都南保育園	公	保育所	12	30	58	-	100	□
特定教育・保育施設 合計				57	164	298	196	715	

■特定教育・保育施設の確認を受けない幼稚園・・・ なし

■特定地域型保育事業・・・ なし

【提供体制の整備に係る令和3年度の取組状況】 ※予算措置分に限り

（1）市立幼保施設の再編

- ・ 令和3年度 案件なし

（2）市立幼保施設の民営化

- ・ 明治幼稚園の民間移管に向けた事業者公募（令和5年4月移管予定）

（3）地域型保育事業の活用

※対象外

（4）既存の私立施設の拡大

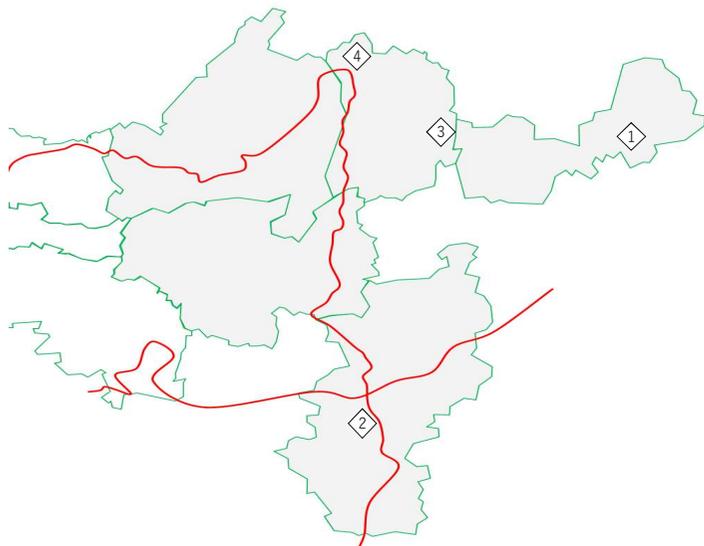
※対象外

## 5. 東部区域の令和3年度の取組状況と令和4年4月の利用定員（案）について

【位置図】



【幼稚園・保育所等の配置状況】



【5年間の量の見込み】

事業計画		3号				1号
		0歳		2号		
		1・2歳	保育	教育		
R2	9	41	90	8	27	
R3	10	40	90	9	27	
R4	11	43	87	10	26	
R5	11	42	81	10	25	
R6	11	41	80	10	24	

【令和4年4月の確保方策（案）の内訳】

■特定教育・保育施設

（令和4年3月現在）

No	施設名	公私	施設種別	利用定員（人）				備考	
				3号		2号	1号		合計
				0歳	1・2歳				
1	月ヶ瀬こども園	公	幼保連携型認定こども園	3	12	30	15	60	◇
2	都祁こども園	公	幼保連携型認定こども園	10	35	70	45	160	◇
3	布目こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	-	-	-	0	◇平成30年4月より休園
4	柳生こども園	公	幼保連携型認定こども園	0	9	27	14	50	◇
特定教育・保育施設 合計				13	56	127	74	270	

■特定教育・保育施設の確認を受けない幼稚園 …… なし

■特定地域型保育事業 …… なし

【提供体制の整備に係る令和3年度の取組状況】 ※予算措置分に限り

- （1）市立幼保施設の再編
  - ・ 令和3年度 案件なし
- （2）市立幼保施設の民営化
  - ・ 令和3年度 案件なし
- （3）地域型保育事業の活用
  - ※対象外
- （4）既存の私立施設の拡大
  - ※対象外

## 公私連携幼保連携型認定こども園等の新設について

富雄藍咲学園(公私連携幼保連携型認定こども園)

白藤学園おおみや保育園(公私連携型保育所)

春日よつば保育園(公私連携型保育所)

memorytree奈良保育園(保育所)

いさがわ幼稚園(幼稚園型認定こども園)

奈良市子ども未来部

令和4年3月28日

# 公私連携幼保連携型認定こども園 富雄藍咲学園 (令和4年4月1日開園予定)

1. 運営主体            社会福祉法人 楽慈会

2. 定員                220人

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号				15人	20人	20人
2・3号	18人	24人	27人	30人	33人	33人
合計	18人	24人	27人	45人	53人	53人

3. 特別保育            延長保育、預かり保育を実施

4. 施設概要            所在地：奈良市三碓6丁目11番66

構造：鉄骨造 2階建

駐車場：有

駐輪場：有

開園までの経緯	令和元年8月7日	再編実施方針 公表
	令和元年11月26日	移管先法人 公募開始
	令和2年2月10日	応募終了(1事業者から応募)
	令和2年2月21日	上記1事業者を対象として、「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会」による現地調査を実施
	令和2年3月9日	上記1事業者を対象として、「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会」による書類審査及びヒアリング審査を実施・事業者選定(社会福祉法人 楽慈会)
	令和2年4月1日	富雄保育園 引継・共同保育 開始
	令和3年2月12日	新園舎建設工事 入札
	令和3年3月5日	新園舎建設工事 着工
	令和3年4月1日	公私連携型保育所「富雄藍咲学園」開園 富雄第三幼稚園(令和4年度統合予定) 引継・共同保育 開始
	令和4年2月25日	新園舎建設工事 竣工
	令和4年4月1日	開園予定

# 公私連携型保育所 白藤学園おおみや保育園 (令和4年4月1日開園予定)

1. 運営主体 学校法人 白藤学園

2. 定員 200人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
20人	24人	36人	40人	40人	40人

3. 特別保育 延長保育を実施

4. 施設概要 所在地：奈良市三条大宮町3番8号

構造：鉄筋コンクリート造 2階建

駐車場：有(近隣の駐車場を確保)

駐輪場：有

開園までの経緯

令和2年1月31日	再編実施方針 公表
令和2年11月6日	移管先法人 公募開始
令和2年12月18日	応募終了(2事業者から応募)
令和3年1月22日 ～2月1日	上記2事業者を対象として、「奈良市幼保施設運営事業者 選定委員会」による現地調査を実施
令和3年2月16日	上記2事業者を対象として、「奈良市幼保施設運営事業者 選定委員会」による書類審査及びヒアリング審査を実施・ 事業者選定(学校法人 白藤学園)
令和3年4月1日	大宮保育園 引継・共同保育 開始
令和4年4月1日	開園予定

## 公私連携型保育所 春日よつば保育園 (令和4年4月1日開園予定)

1. 運営主体            社会福祉法人 子どものアトリエ

2. 定員                200人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
20人	30人	30人	40人	40人	40人

3. 特別保育            延長保育を実施

4. 施設概要            所在地：奈良市西木辻町165番地の2

構造：鉄筋コンクリート造 2階建

駐車場：有

駐輪場：有

開園までの経緯

令和2年1月31日	再編実施方針 公表
令和3年1月19日	移管先法人 公募開始
令和3年3月1日	応募終了(3事業者から応募)
令和3年3月1日 ～3月8日	上記3事業者を対象として、「奈良市幼保施設運営事業者 選定委員会」による現地調査を実施
令和3年3月9日	上記3事業者を対象として、「奈良市幼保施設運営事業者 選定委員会」による書類審査及びヒアリング審査を実施・ 事業者選定(社会福祉法人 子どものアトリエ)
令和3年4月1日	春日保育園 引継・共同保育 開始
令和4年4月1日	開園予定

# 保育所 memorytree奈良保育園 (令和4年4月1日開園予定)

1. 運営主体 株式会社nexus

2. 定員 110名

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
12人	18人	18人	20人	21人	21人

3. 特別保育 延長保育、一時預かり、障がい児保育、休日保育を実施

4. 施設概要 所在地：奈良市西大寺本町264番6  
近鉄大和西大寺駅から450m(徒歩5分)

構造：鉄骨造 3階建て

駐車場：送迎用として敷地内に6台、敷地外に複数台確保

駐輪場：有

開園までの経緯

令和2年11月19日	近鉄大和西大寺駅周辺地域にて募集開始
令和3年2月1日	応募終了(1事業者から応募)
令和3年2月22日	上記1事業者を対象として、「奈良市民間保育所等選考審査会」による書類審査及びヒアリング審査を実施
令和3年3月1日	事業者を決定(株式会社 nexus)
令和3年7月30日	建築工事入札
令和3年10月25日	建築工事着工
令和4年4月1日	開園予定

# 幼稚園型認定こども園 いさがわ幼稚園 (令和4年4月1日開園予定)

1. 運営主体            学校法人 伝香寺学園

2. 定員                155人

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号				45人	45人	45人
2・3号			5人	5人	5人	5人
合計			5人	50人	50人	50人

3. 特別保育            延長保育、預かり保育を実施

4. 施設概要            所在地：奈良市小川町24番地  
近鉄奈良駅から450m(徒歩5分)

構造：A棟 鉄筋コンクリート(一部鉄骨、一部木造) 2階建て  
B棟 木造 2階建て  
C棟 鉄骨造 3階建て

駐車場：有

駐輪場：有

開園までの経緯      令和3年6月14日      改修工事入札

令和3年6月22日      建築工事着工

令和4年4月1日        開園予定

# 公私連携幼保連携型認定こども園の指定（認可）基準への適合状況について

基準*	基準の内容		富雄藍咲学園				適否			
			所在地 : 三碓六丁目11-66 設置運営法人 : 社会福祉法人 楽慈会							
		申請内容								
【第4条】 利用定員に関する基準	1	特定教育・保育施設の利用定員は20人以上とする	令和4年3月末まで		令和4年4月から		○			
			2・3号	2・3号	1号	合計		学級		
			0歳児	18	0歳児	18	18			
			1歳児	19	1歳児	24	24			
			2歳児	27	2歳児	27	27			
			3歳児	30	3歳児	30	15	45	2	
			4歳児	33	4歳児	33	20	53	2	
			5歳児	33	5歳児	33	20	53	2	
			合計	160	合計	165	55	220	6	
【第5条】 学級編制に関する基準	2	満3歳以上の園児について学級を編制し、1学級の園児数は35人以下を原則とする	学級数 :		6		学級		○	
			学級担任保育教諭数:		19		人			
			配置予定職員数		常勤		29			人
			非常勤		16		人			
【第6条】 職員に関する基準	3	各学級（満3歳以上）ごとに担任する専任の保育教諭等を1人以上配置すること	学級数 :		6		学級		○	
			学級担任保育教諭数:		19		人			
	4	教育・保育の直接従事職員の配置  以下で算出した員数以上であること (0歳児×1/3) + (1歳児+2歳児) ×1/6 + (3歳児×1/20) + (4歳児+5歳児) ×1/30 の小数点以下を四捨五入  ※ただし、3~5歳児に係る員数が学級数を下回るときは、学級数に相当する数を当該員数とすること ※ただし、園長が専任でない場合は、上記による算出した人数に1人増加すること	【配置基準】		0歳		18人 ÷ 3人 = 6.0人		○	
			1・2歳		51人 ÷ 6人 = 8.5人					
			3歳		45人 ÷ 20人 = 2.2人					
			4・5歳		106人 ÷ 30人 = 3.5人					
			合計		20人					
			【園長就任予定者】: 専任							
【第7条】 設備に関する基準	6	園舎は2階建以下を原則。保育室等は原則1階に設置すること（園舎が耐火建築物であること等の一定の基準を満たす場合は1階以外でも可。ただし、3階以上の場合は、満3歳未満児の保育室に限る）	園舎		2階建		○			
			保育室等設置階数		1階、2階					
			建物の構造		耐火建築物					
			階段等設備		・常用: 屋内階段					
			・避難用:		建築基準法施行令第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備					
			転落防止設備		有					
	7	園舎・園庭は同一敷地内又は隣接地に設置	同一敷地内				○			
			園舎面積 (幼稚園基準と保育所基準（満3歳未満児に係る部分に限る）を合算した面積以上であること)	必要面積		実面積				
				912.06 m <sup>2</sup>		< 2,099.41 m <sup>2</sup>				
				園庭面積 (①②を合算した面積以上であること) ①満3歳以上児に係る幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積 ②満2歳児に係る保育所基準による面積	必要面積			実面積		
					729.10 m <sup>2</sup>			< 1,225.00 m <sup>2</sup>		
					保育室等の面積 (乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の面積が保育所基準による面積以上であること) 乳児室・ほふく室: 3.3m <sup>2</sup> ×0・1歳児人数 保育室又は遊戯室: 1.98m <sup>2</sup> ×2歳以上児人数	必要面積		実面積		
	138.60 m <sup>2</sup>					< 214.79 m <sup>2</sup>				
	298.98 m <sup>2</sup>		< 519.95 m <sup>2</sup>							
	以下の設備が備わっていること	職員室・保健室				有				
		調理室または調理設備		有						
		便所・飲料水用設備・手洗足洗用設備		有						
【第11条】 食事に関する基準	12	原則として自園調理により行うこと。 ただし、満3歳以上児への提供は外部搬入可	自園調理				○			

※項目1の基準は、「奈良市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」。項目2~12の基準は、「奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」

## 公私連携型保育所の指定（認可）基準への適合状況について

基準※	基準の内容		白藤学園おおみや保育園				適否	
			所在地	三條大宮町3番8号				
			設置運営法人			学校法人 白藤学園		
			申請内容					
【第4条】 利用定員に関する基準	1	特定教育・保育施設の利用定員は20人以上とする	令和4年3月末まで	令和4年4月から			○	
			2・3号	2・3号	1号	合計		
			0歳児	20	0歳児	20	20	
			1歳児	24	1歳児	24	24	
			2歳児	36	2歳児	36	36	
			3歳児	40	3歳児	40	40	
			4歳児	40	4歳児	40	40	
			5歳児	40	5歳児	40	40	
			合計	200	合計	200	0	
					200	0	200	
【第34条】 職員に関する基準	2	保育士を配置すること	配置予定職員数	常勤	23人		○	
		以下で算出した員数以上であること  (0歳児×1/3) + (1歳児+2歳児) ×1/6 + (3歳児×1/20) + (4歳児+5歳児) ×1/30 の小数点以下を四捨五入	非常勤	14人				
			【配置基準】					
			0歳	20人	÷	3人	=	6.6人
			1・2歳	60人	÷	6人	=	10.0人
			3歳	40人	÷	20人	=	2.0人
			4・5歳	80人	÷	30人	=	2.6人
			合計					21人
【第33条】 設備に関する基準	3	嘱託医、調理員を配置すること	嘱託医 確保済				○	
			調理員 なし(調理業務委託)					
【第33条】 設備に関する基準	4	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室を2階以上に設けている場合は、以下の基準を満たすこと  ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・常用と避難用として階段等がそれぞれ1以上設けられていること ・保育室等その他乳幼児が出入り、通行する場所に、転落防止の設備が設けられていること	園舎	2階建			○	
			保育室等設置階数	1階、2階				
			建物の構造	耐火建築物				
			階段等設備	常用： 屋内階段  避難用： 建築基準法施行令第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備				
			転落防止柵の設備	有				
	5	園舎・屋外遊戯場は同一敷地内に設置	同一敷地内				○	
	6	屋外遊戯場の面積  屋外遊戯場：3.3㎡×満2歳児以上人数	必要面積	実面積		○		
			514.80 ㎡	<	670.00 ㎡			
	7	保育室等の面積  乳児室・ほふく室：3.3㎡×0・1歳児人数 保育室又は遊戯室：1.98㎡×満2歳以上人数	必要面積	実面積		○		
			乳児室・ほふく室 145.20 ㎡	<	204.12 ㎡			
			保育室又は遊戯室	308.88 ㎡	<	422.02 ㎡		
【第14条】 食事に関する基準	8	以下の設備が備わっていること					○	
		医務室	有					
		便所	有					
		調理室	有					
	9	自園調理により行うこと	自園調理				○	

※項目1の基準は、「奈良市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」。項目2～9の基準は、「奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」

公私連携型保育所の指定（認可）基準への適合状況について

基準※	基準の内容	春日よつば保育園																																							
		所在地	西木辻町165番地の2																																						
		設置運営法人	社会福祉法人 子どものアトリエ																																						
		申請内容	適否																																						
【第4条】 利用定員に関する基準	1 特定教育・保育施設の利用定員は20人以上とする	令和4年3月末まで	令和4年4月から																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2・3号</th> <th colspan="3"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>20</td> <td>0歳児</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>30</td> <td>1歳児</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>30</td> <td>2歳児</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>40</td> <td>3歳児</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>40</td> <td>4歳児</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>40</td> <td>5歳児</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>200</td> <td>合計</td> <td>200</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		2・3号				0歳児	20	0歳児	20	20	1歳児	30	1歳児	30	30	2歳児	30	2歳児	30	30	3歳児	40	3歳児	40	40	4歳児	40	4歳児	40	40	5歳児	40	5歳児	40	40	合計	200	合計	200
	2・3号																																								
0歳児	20	0歳児	20	20																																					
1歳児	30	1歳児	30	30																																					
2歳児	30	2歳児	30	30																																					
3歳児	40	3歳児	40	40																																					
4歳児	40	4歳児	40	40																																					
5歳児	40	5歳児	40	40																																					
合計	200	合計	200	0																																					
【第34条】 職員に関する基準	2 保育士を配置すること	配置予定職員数	常勤 22人 非常勤 14人																																						
	2 以下で算出した員数以上であること $(0歳児 \times 1/3) + (1歳児 + 2歳児) \times 1/6 + (3歳児 \times 1/20) + (4歳児 + 5歳児) \times 1/30$ の小数点以下を四捨五入	【配置基準】	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>0歳</td> <td>20人</td> <td>÷</td> <td>3人</td> <td>=</td> <td>6.6人</td> </tr> <tr> <td>1・2歳</td> <td>60人</td> <td>÷</td> <td>6人</td> <td>=</td> <td>10.0人</td> </tr> <tr> <td>3歳</td> <td>40人</td> <td>÷</td> <td>20人</td> <td>=</td> <td>2.0人</td> </tr> <tr> <td>4・5歳</td> <td>80人</td> <td>÷</td> <td>30人</td> <td>=</td> <td>2.6人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21人</td> </tr> </tbody> </table>	0歳	20人	÷	3人	=	6.6人	1・2歳	60人	÷	6人	=	10.0人	3歳	40人	÷	20人	=	2.0人	4・5歳	80人	÷	30人	=	2.6人	合計					21人								
0歳	20人	÷	3人	=	6.6人																																				
1・2歳	60人	÷	6人	=	10.0人																																				
3歳	40人	÷	20人	=	2.0人																																				
4・5歳	80人	÷	30人	=	2.6人																																				
合計					21人																																				
	3 嘱託医、調理員を配置すること	嘱託医 確保済 調理員 なし(調理業務委託)	○																																						
【第33条】 設備に関する基準	4 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室を2階以上に設けている場合は、以下の基準を満たすこと <ul style="list-style-type: none"><li>耐火建築物又は準耐火建築物</li><li>常用と避難用として階段等がそれぞれ1以上設けられていること</li><li>保育室等その他乳幼児が出入り、通行する場所に、転落防止の設備が設けられていること</li></ul>	園舎 2階建 保育室等設置階数 1階、2階 建物の構造 耐火建築物 階段等設備 常用: 屋内階段 避難用: 建築基準法施行令第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 転落防止柵の設備 有	○																																						
	5 園舎・屋外遊戯場は同一敷地内に設置	同一敷地内	○																																						
	6 屋外遊戯場の面積 屋外遊戯場: 3.3㎡×満2歳児以上人数	必要面積 495.00㎡ < 実面積 1,140.00㎡	○																																						
	7 保育室等の面積 乳児室・ほふく室: 3.3㎡×0・1歳児人数 保育室又は遊戯室: 1.98㎡×満2歳以上人数	必要面積 297.00㎡ < 実面積 597.45㎡	○																																						
	8 以下の設備が備わっていること 医務室 便所 調理室	有 有 有	○																																						
【第14条】 食事に関する基準	9 自園調理により行うこと	自園調理	○																																						

※項目1の基準は、「奈良市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」。項目2～9の基準は、「奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」

## 認可保育所の認可基準への適合状況について

基準※	基準の内容		memorytree奈良保育園				適否																																
			所在地 西大寺本町264番9																																				
			設置運営法人 株式会社 nexus																																				
申請内容																																							
利用定員に関する基準	1	特定教育・保育施設の利用定員は20人以上とする	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2・3号</th> <th>1号</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>12</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>18</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>18</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>21</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>21</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>110</td> <td>0</td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table>				2・3号	1号	合計	0歳児	12	/	12	1歳児	18	/	18	2歳児	18	/	18	3歳児	20	/	20	4歳児	21	/	21	5歳児	21	/	21	合計	110	0	110		○
				2・3号	1号	合計																																	
0歳児	12	/	12																																				
1歳児	18	/	18																																				
2歳児	18	/	18																																				
3歳児	20	/	20																																				
4歳児	21	/	21																																				
5歳児	21	/	21																																				
合計	110	0	110																																				
職員に関する基準	2	保育士を配置すること  以下で算出した員数以上であること $(0歳児 \times 1/3) + (1歳児 + 2歳児) \times 1/6$ $+ (3歳児 \times 1/20) + (4歳児 + 5歳児) \times 1/30$ の小数点以下を四捨五入	配置予定職員数		常勤 16人 非常勤 9人	○																																	
			【配置基準】																																				
	3	嘱託医、調理員を配置すること	嘱託医 確保済 調理員 確保済			○																																	
設備に関する基準	4	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室を3階以上に設けている場合は、以下の基準を満たすこと  ・耐火建築物 ・常用の避難階段及び避難用の屋外階段等がそれぞれ1以上 ・保育室の各部分から前述の階段へ至る歩行距離が30m以下 ・調理室が耐火構造の床又は壁もしくは特定防火設備で区画 ・壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げ ・非常警報装置又は火災通報設備が設けられている ・可燃性のカーテン、敷物、建具等に防火処理 ・転落防止の設備	園舎		鉄骨造 3階建	○																																	
			保育室等設置階数		1階、2階、3階																																		
	5	園舎・屋外遊戯場は同一敷地内に設置	園舎		耐火建築物	○																																	
	6	屋外遊戯場の面積  屋外遊戯場：3.3m×満2歳児以上人数	必要面積		264.00 m <sup>2</sup>	○																																	
	7	保育室等の面積  乳児室・ほふく室：3.3m×0・1歳児人数 保育室又は遊戯室：1.98m×満2歳以上人数	必要面積		99.00 m <sup>2</sup>	○																																	
運営に関する基準	8	以下の設備が備わっていること	実面積		298.38 m <sup>2</sup>	○																																	
		医務室	有																																				
		便所	有																																				
		調理室	有																																				
9	自園調理により行うこと	自園調理			○																																		
10	避難訓練及び消火に対する訓練を月1回以上実施すること	月1回以上の実施計画			○																																		
11	健康診断を少なくとも、年2回実施すること	年2回実施			○																																		
12	個人情報秘密保持及び苦情対応の措置方法	個人情報保護のための指針、苦情対応規程を整備			○																																		

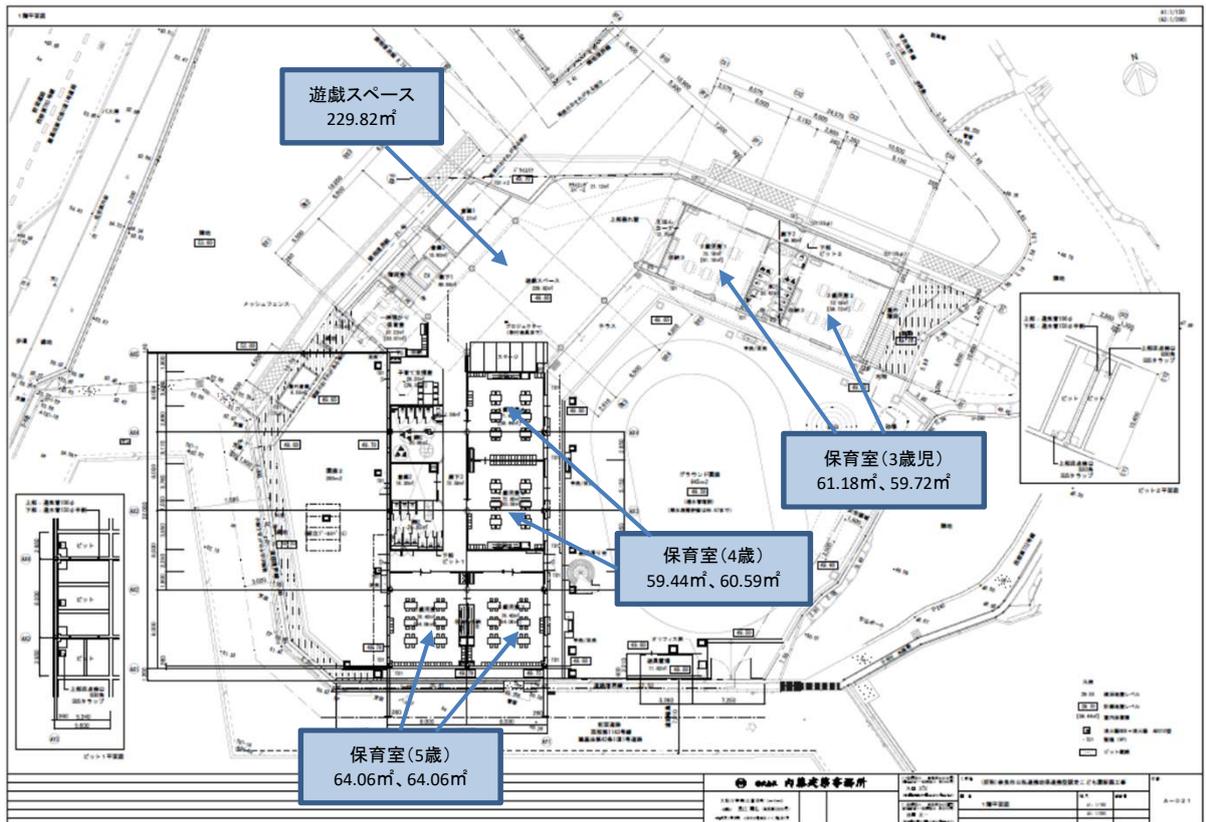
※項目1の基準は、「奈良市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」。項目2～12の基準は、「奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」

## 幼稚園型認定こども園の認定基準への適合状況について

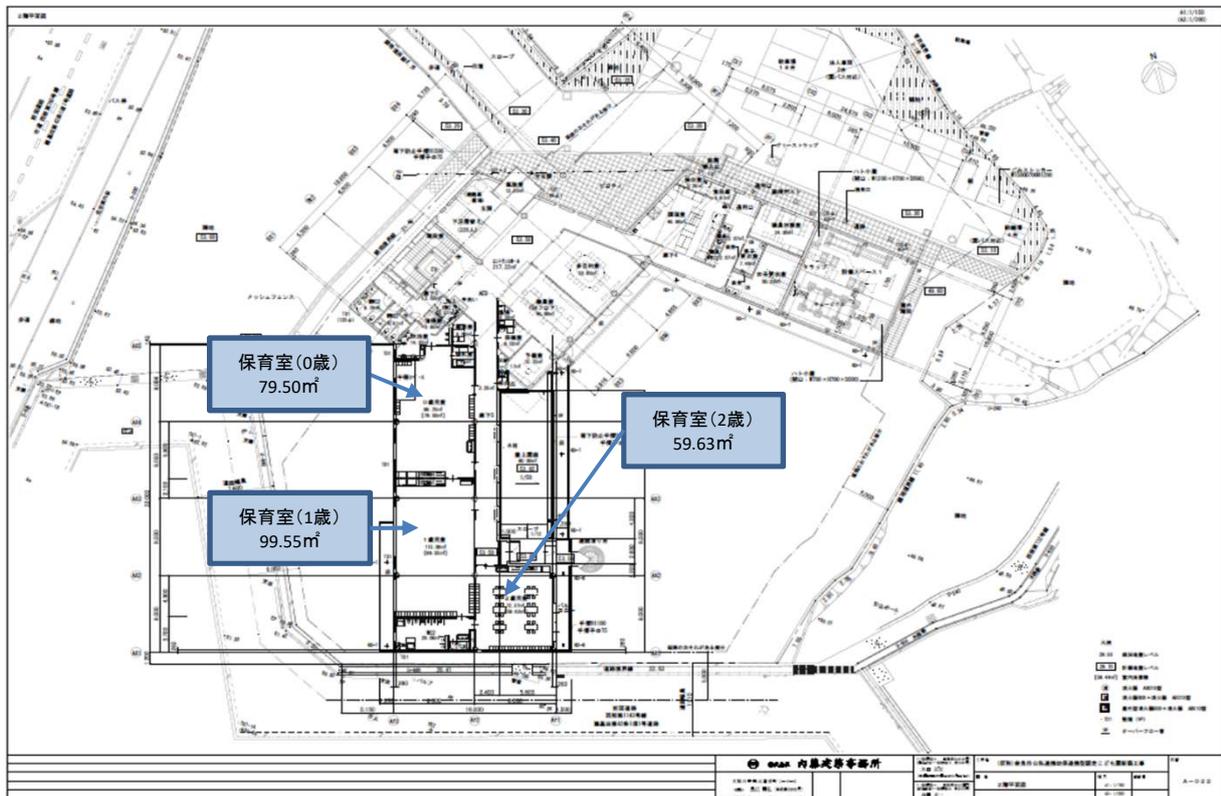
基準※	基準の内容		いさがわ幼稚園						適否		
			所在地: 小川町24番地								
			設置運営法人: 学校法人 伝香寺学園								
			申請内容								
利用定員に関する基準	1	特定教育・保育施設の利用定員は20人以上とする	令和4年3月末まで 令和4年4月から						○		
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		合計	学級
学級編制に関する基準	2	満3歳以上の園児について学級を編制し、1学級の園児数は35人以下を原則とする	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	学級	○
			50	50	50	50	50	50	150	135	
職員配置に関する基準	3	各学級（満3歳以上）ごとに担任する専任の保育教諭等を1人以上配置すること	学級数 6 学級 学級担任保育教諭数 6 人						○		
	4	教育・保育の直接従事職員の配置  以下で算出した員数以上であること (0歳児×1/3) + (1歳児+2歳児) × 1/6 + (3歳児×1/20) + (4歳児+5歳児) × 1/30 の小数点以下を四捨五入  ※ただし、3～5歳児に係る員数が学級数を下回るときは、学級数に相当する数を当該員数とすること	配置予定職員数 常勤 10 人 非常勤 3 人  【配置基準】 0歳 0人 ÷ 3人 = 0.0人 1・2歳 5人 ÷ 6人 = 0.8人 3歳 50人 ÷ 20人 = 2.5人 4・5歳 100人 ÷ 30人 = 3.3人  合計 7人						○		
設備に関する基準	5	園舎・屋外遊戯場は同一敷地内又は隣接地に設置することが原則	同一敷地内						○		
	6	必要な園舎の面積（満3歳児未満用の保育室等の面積を除く） 幼稚園基準：320㎡+100×（学級数-2）	必要面積 720.00 ㎡ < 実面積 1,101.00 ㎡						○		
	7	必要な保育室等（満3歳児未満用の保育室等）の面積（乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の面積が保育所基準による面積以上であること） 乳児室・ほふく室：3.3㎡×0・1歳児人数 保育室又は遊戯室：1.98㎡×満2歳児人数  ※幼稚園型の場合、園舎面積基準を満たせば、満3歳児以上の必要な保育室面積については、特に規定はない。	必要面積 0.00 ㎡ < 実面積 0.00 ㎡  保育室又は遊戯室 306.90 ㎡ < 511.00 ㎡						○		
	8	屋外遊戯場面積（次の面積を合算した面積以上であること） 幼稚園基準（満3歳以上）：400㎡+80㎡×（学級数-3） 保育所基準（満2歳以上満3歳未満）：3.3㎡×満2歳児人数	必要面積 736.50 ㎡ < 実面積 845.40 ㎡						○		
	9	以下の設備が備わっていること 調理室	有						○		
運営に関する基準	10	原則として自園調理により行うこと。 ただし、満3歳以上児への提供は外部搬入可	自園調理						○		

※項目1の基準は、「奈良市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」。項目2～10の基準は、「奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」

# 富雄藍咲学園（令和4年4月1日開園予定）

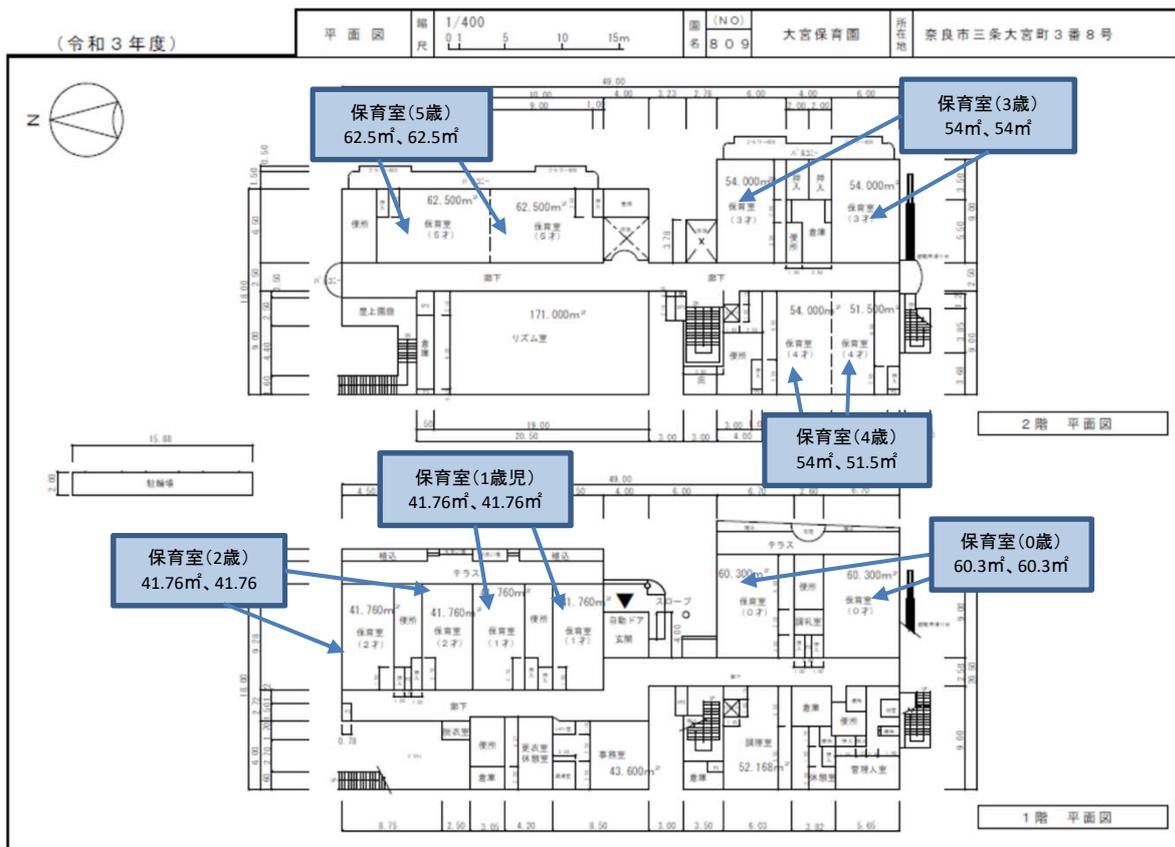


富雄藍咲学園 1階 平面図

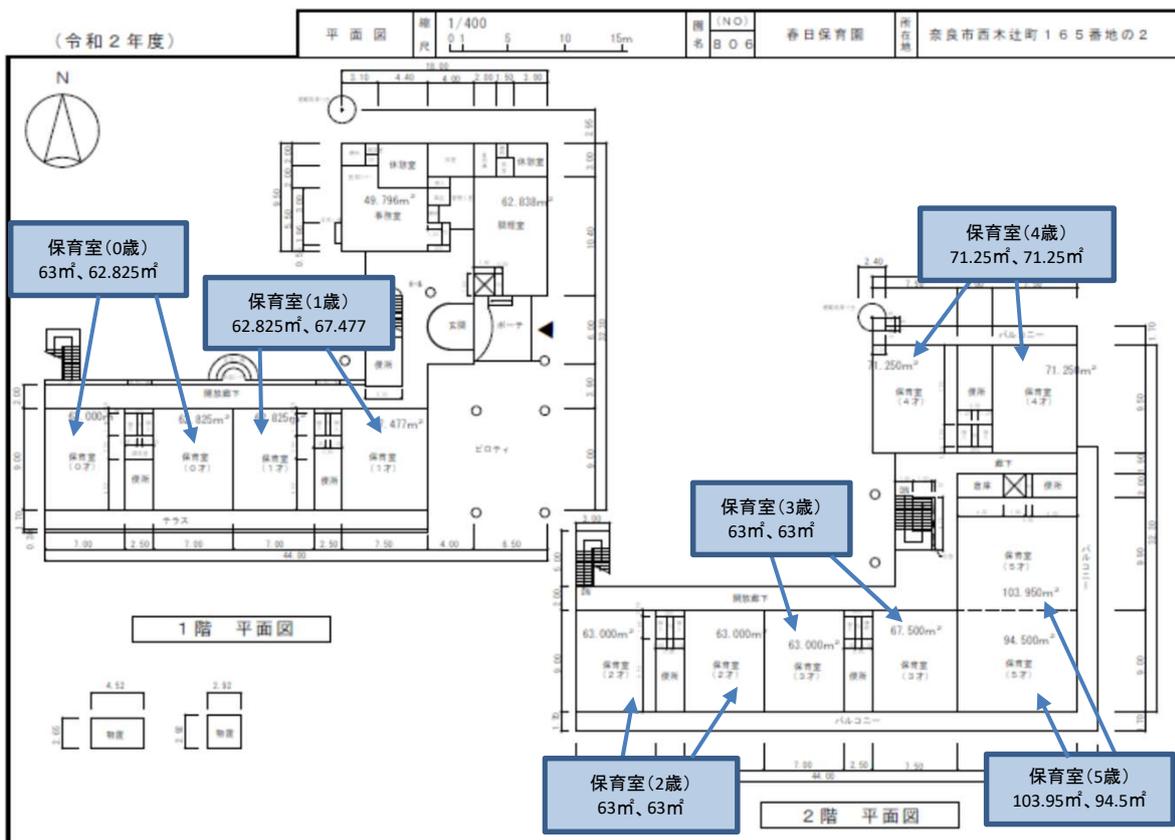


富雄藍咲学園 2階 平面図

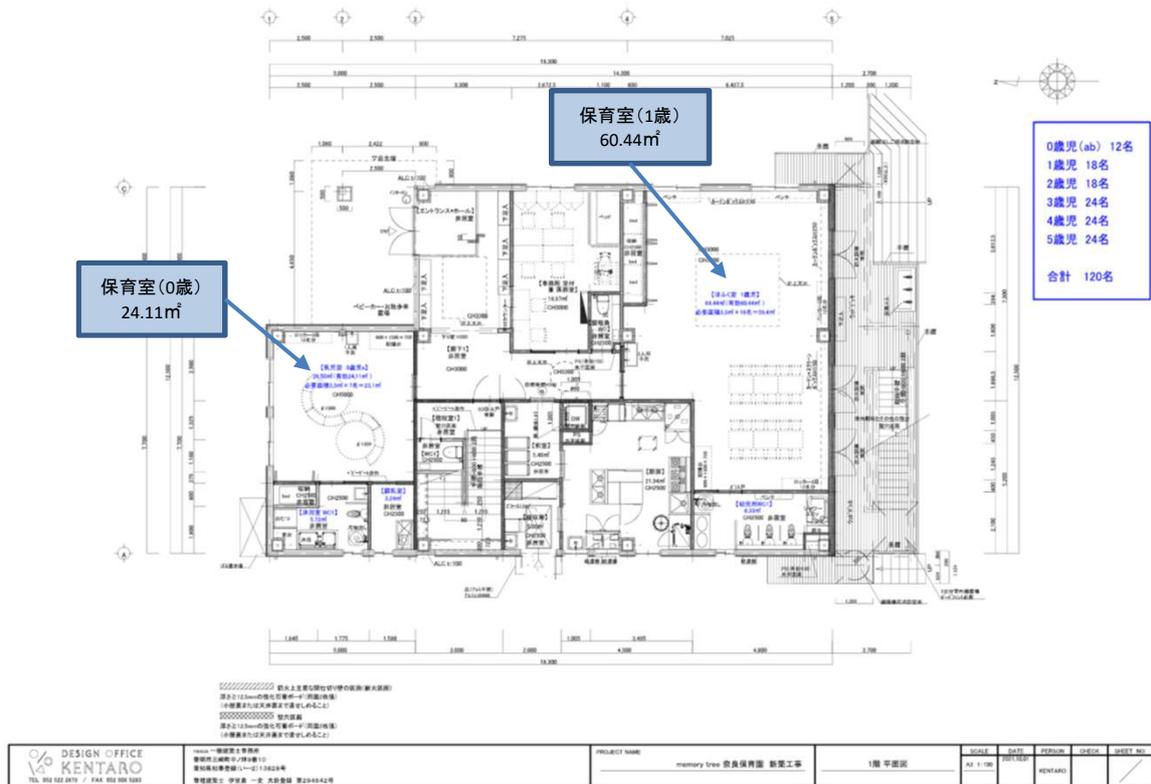
## 白藤学園おおみや保育園（令和4年4月1日開園予定）



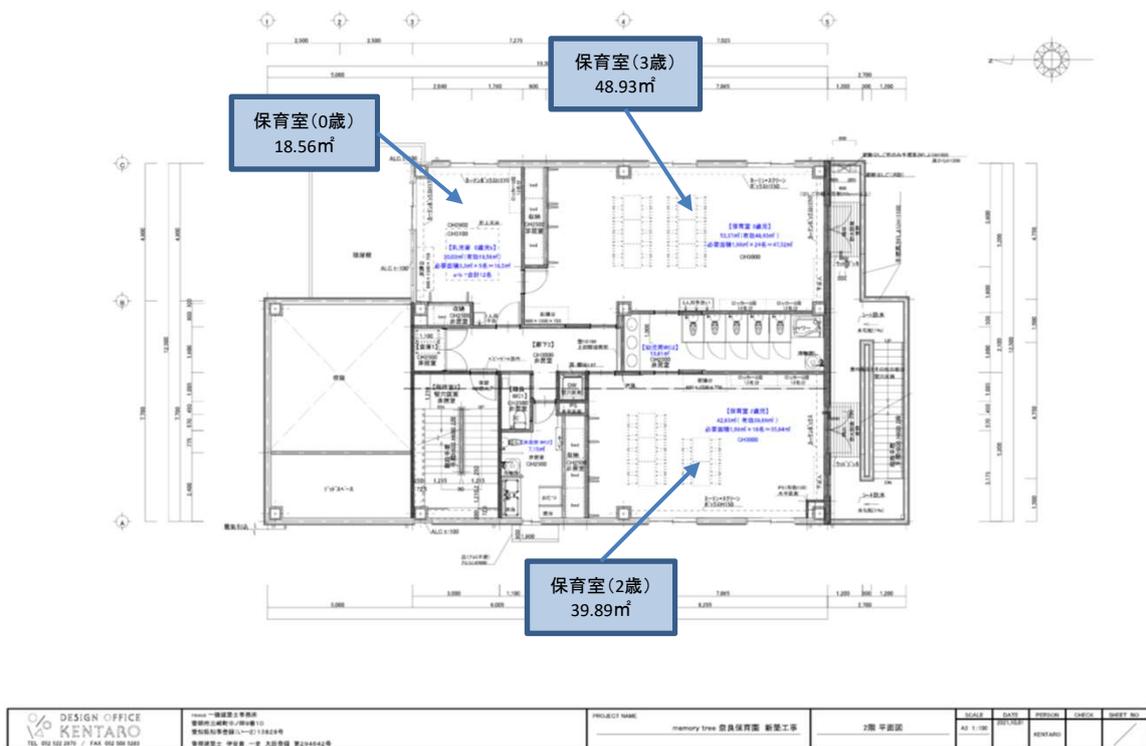
## 春日よつば保育園（令和4年4月1日開園予定）



# memorytree奈良保育園（令和4年4月1日開園予定）

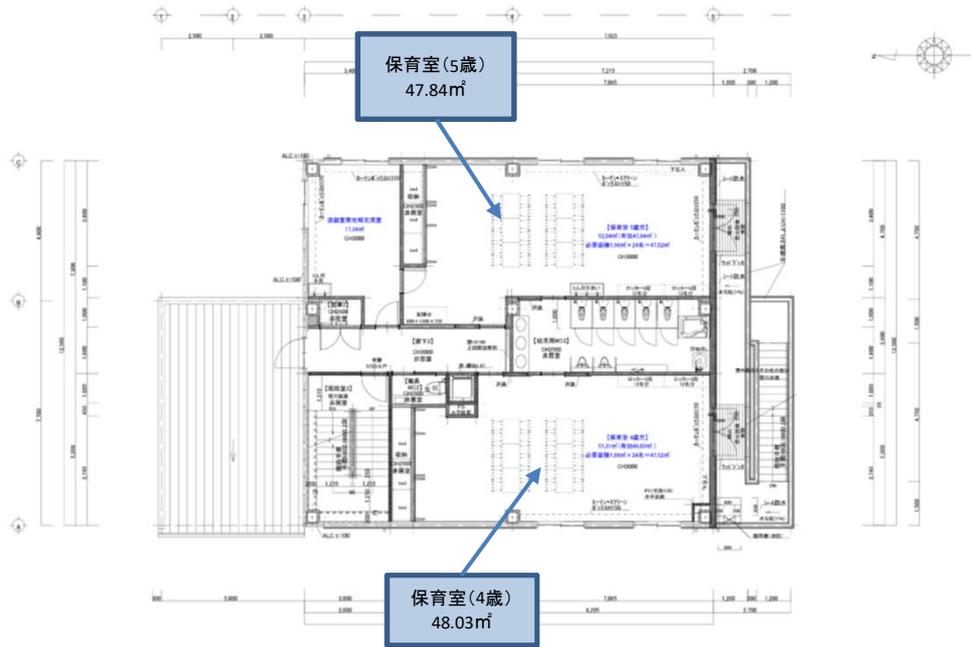


memorytree奈良保育園 1階 平面図



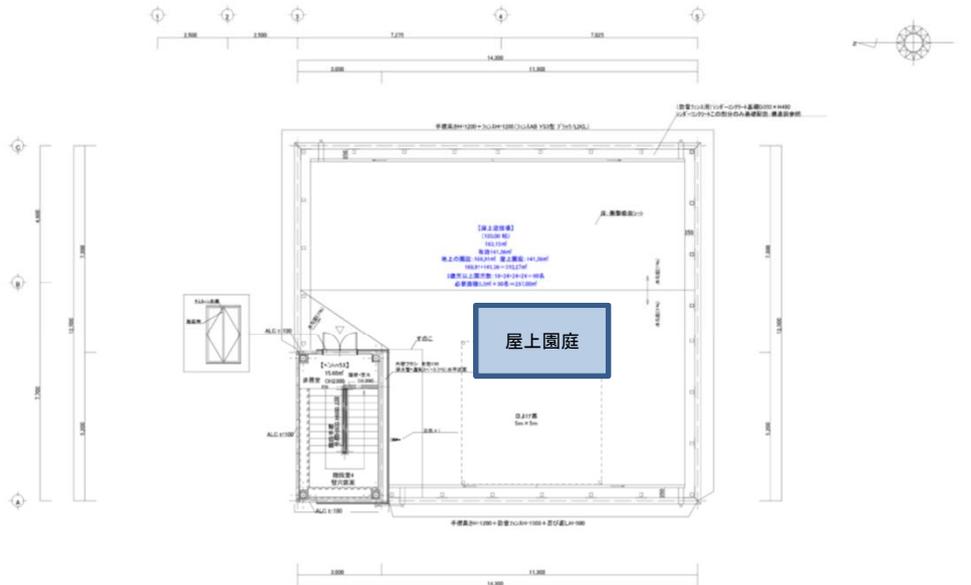
memorytree奈良保育園 2階 平面図

# memorytree奈良保育園（令和4年4月1日開園予定）



DESIGN OFFICE KENTARO TEL. 092 522 2979 / FAX 092 522 5263	〒600-0001 奈良県奈良市大宮東 奈良県立総合支援センター10 奈良県立総合支援センター10B202号 事務所 奈良市 大宮東 第204442号	PROJECT NAME memory tree 奈良保育園 新築工事	3階 平面図	SCALE	DATE	APPROM	CHECK	SHEET NO.
				A3 1:100	2022/05/10	KENTARO		

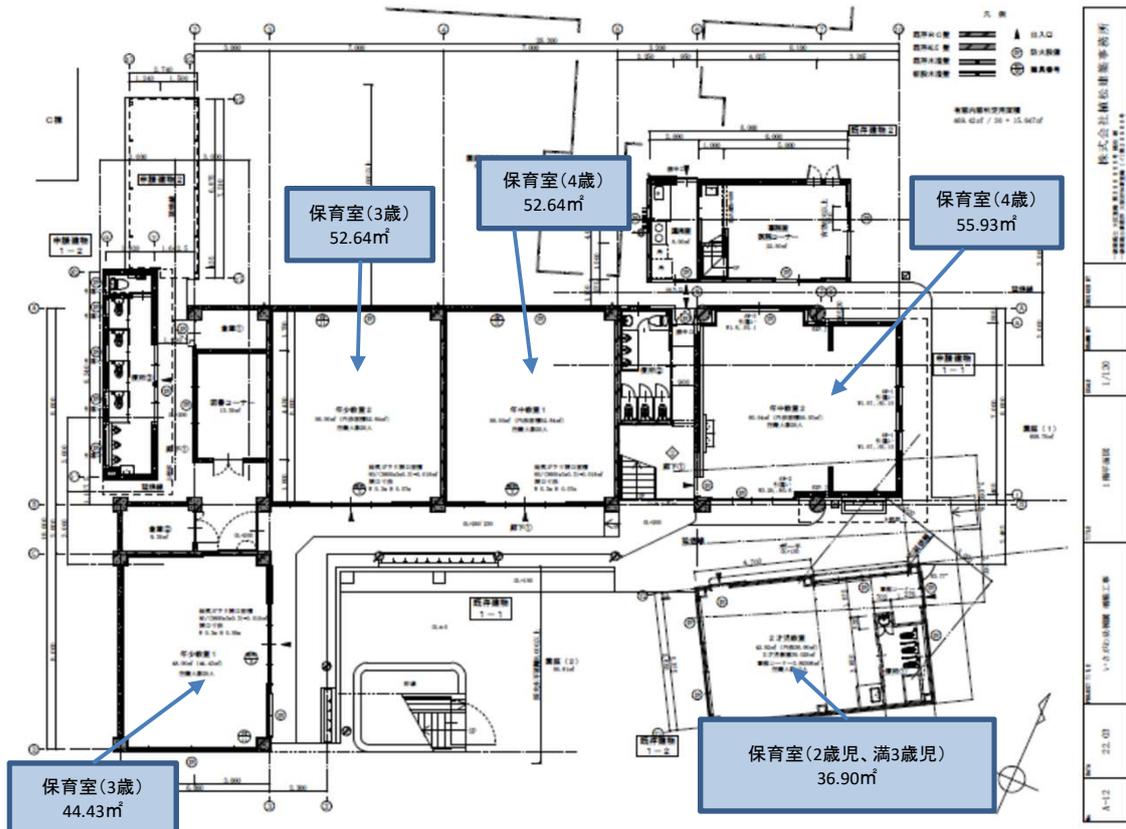
memorytree奈良保育園 3階 平面図



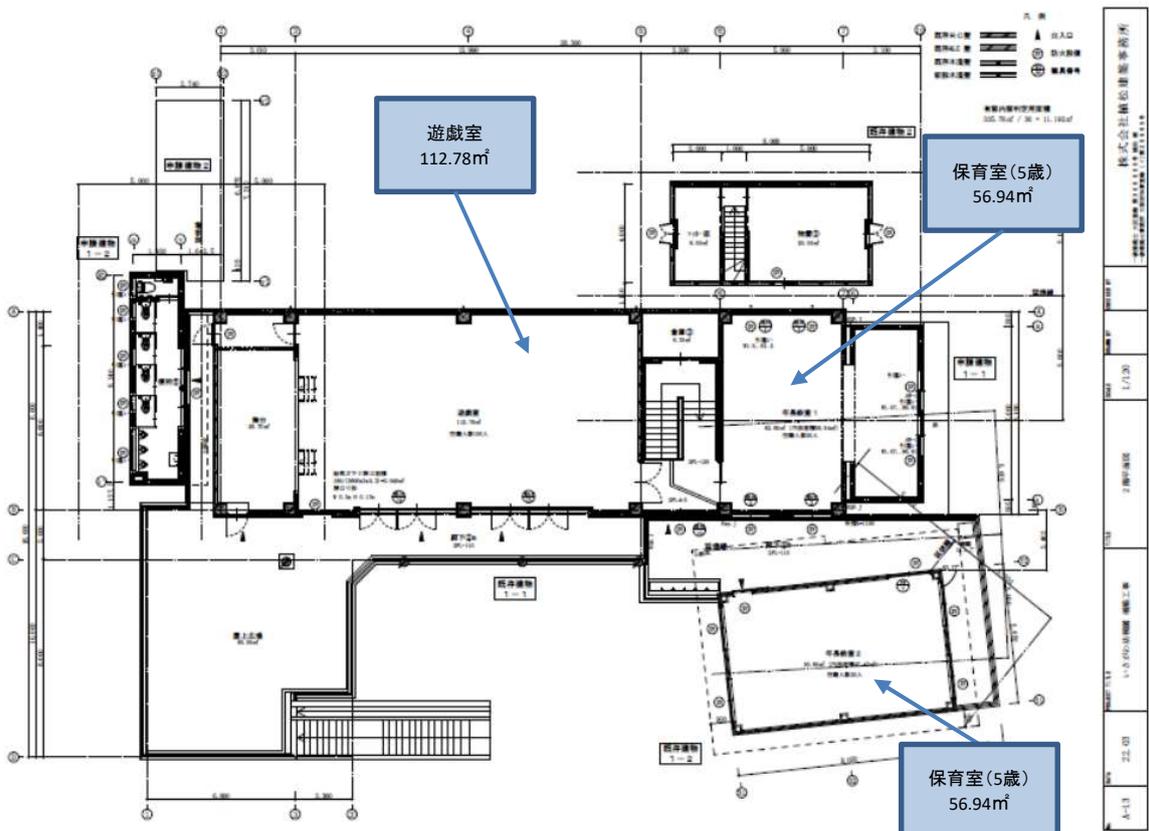
DESIGN OFFICE KENTARO TEL. 092 522 2979 / FAX 092 522 5263	〒600-0001 奈良県奈良市大宮東 奈良県立総合支援センター10 奈良県立総合支援センター10B202号 事務所 奈良市 大宮東 第204442号	PROJECT NAME memory tree 奈良保育園 新築工事	屋上層 平面図	SCALE	DATE	APPROM	CHECK	SHEET NO.
				A3 1:100	2022/05/10	KENTARO		

memorytree奈良保育園 屋上 平面図

# いさがわ幼稚園（令和4年4月1日開園予定）



いさがわ幼稚園 1階 平面図



いさがわ幼稚園 2階 平面図

保育所等の保育を必要とする要件に係る  
労働時間の下限の変更について

奈良市子ども未来部

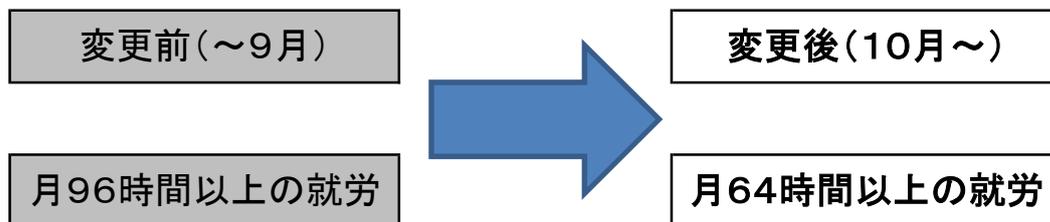
令和4年3月28日

## 保育を必要とする理由とは

保育所等を利用するにあたり、保護者全員の『保育を必要とする理由』が必要になります。具体的には、奈良市では以下のとおりです。

- 1、就労 月96時間以上
- 2、妊娠・出産
- 3、保護者の疾病、障がい
- 4、同居親族の看護・介護
- 5、災害復旧
- 6、求職活動
- 7、就学
- 8、社会的養護
- 9、育児休業（継続に限る）
- 10、その他（父母の不存在など）

## 就労時間の下限の変更



10年間（令和6年度まで）の特例措置に基づき、奈良市として就労時間の下限96時間で設定していたものを子ども・子育て支援施行規則第1条の5で定める基準枠の就労時間の下限64時間へ令和4年10月より適用します。

## 第二期奈良市子どもの豊かな未来応援プラン概要案

### (奈良市子どもの貧困対策計画)

#### 第1部 現状把握・課題整理編

##### 第1章 計画の策定にあたって

###### 1 計画策定の趣旨

平成29年度より「奈良市子どもの豊かな未来応援プラン（奈良市子どもの貧困対策計画）」として全庁的に子どもの貧困対策を推進してきたが、子どもの貧困対策の推進に関する法律や子供の貧困対策に関する大綱の改正、新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの貧困対策の重要性が高まっている。

以上から、当市における子どもの貧困対策を一層推進するものとして第二期計画を策定する。

###### 2 計画の位置づけ

奈良市第5次総合計画及び第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画を上位計画とし、関連分野においての計画との連携・整合性を考慮

###### 3 計画期間

令和4年度～令和8年度

##### 第2章 市の子どもを取り巻く現状と課題

###### 1 関係機関と連携した支援の整備

- ① 支援ネットワークによる「つなぎ」体制の構築
- ② 困難を抱える家庭へ必要な支援が届く体制

###### 2 経済的支援

子どもの進学・就学にかかる費用や医療にかかる費用の軽減が必要

###### 3 居場所

子どもが安心して過ごせる環境づくりとして、地域と連携し、多世代で交流できる居場所が必要

###### 4 生活支援

子育て世帯の暮らしに必要な子育て、保育や相談支援体制が必要

###### 5 教育支援

子どもたちが学校の授業理解につながる学習習慣や読書習慣といった日常生活の望ましい過ごし方を身に付けるための支援が必要

##### 第3章 子どもの貧困対策推進にあたって

視点1 新型コロナウイルス感染症の影響と本市の子どもの貧困対策

視点2 つながりから、誰一人取り残さない社会へ

## 第2部 対策推進編

### 施策体系の関係

「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の基本理念に基づき、施策を実行する。



## 第4章

### 1 基本理念

すべての子どもが今を幸せに生き、将来に夢と希望を持って成長することができるような、子どもにやさしいまち

#### <関係機関と連携した支援の整備>

2 相談体制の強化	奈良市子どもセンター
	奈良市子育て世代包括支援センター
	個別相談の充実
3 関係機関との連携	地域の多様な主体による支援
4 つながり	フードバンク事業による協働体制の強化

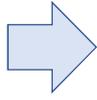
## 第5章 施策の継続的な取り組み

1 経済的支援の充実	子育てに係る経済的負担の軽減
	就労機会確保のための支援
2 子どもの居場所確保	居場所の整備
	地域における資源の開発
3 生活支援の充実	くらしに必要な子育て、保育の環境整備
	子どもと保護者の心身の健康増進
4 教育支援の充実	学力の向上に向けた取り組み
	それぞれの状況に応じた教育の充実

第6章 ひとり親家庭への支援	各種制度による負担の軽減
----------------	--------------

<総合相談>

子育てについて困りごとがあり、どこに相談したらよいか悩んでいる方



奈良市子ども家庭総合支援拠点（子どもセンター内）

- ・子育て家庭に関わる相談について総合的に受付
- ・必要とする支援を見つけ、関係機関との連携を図る



第7章 計画の推進

- ・ 市民等に対して積極的に情報を提供
- ・ 行政・各種団体・地域の支援者との連携強化
- ・ 生活が困難な家庭への偏見の助長や差別を生むことのないよう、十分な配慮が必要
- ・ 計画の進捗管理として、子どもの豊かな未来応援プラン（子どもの貧困対策）推進会議において主要事業が子どもの貧困対策に効果的であるかを判断し、本市の対策としての位置づけを決め、施策の展開及び軌道修正を図る。

<進捗状況>

令和3年	4～6月	アンケート調査委託業者の選定
	6～7月	アンケート調査案作成
	8月	子どもの豊かな未来応援プラン（子どもの貧困対策） 庁内会議
	9月	市内公立小学校、市内公立中学校にアンケート配布調整 子どもの豊かな未来応援プラン（子どもの貧困対策） 推進会議有識者へアンケート調査案の修正依頼
	10月	アンケート調査票最終校正 支援者にアンケート配布
	11月	市内公立小学校、市内公立中学校にアンケート配布
	12月	子どもの豊かな未来応援プラン（子どもの貧困対策） 推進会議で計画案骨子を作成
令和4年	1月	子どもの豊かな未来応援プラン（子どもの貧困対策） 推進会議で計画案を策定
	2月	パブリックコメント公開（2月14日～3月15日）
	3月	子どもの豊かな未来応援プラン（子どもの貧困対策） 庁内会議及び推進会議有識者へ計画最終校正 第二期計画策定

<アンケート調査について>

①子ども・保護者アンケート

調査対象	市内公立小学5年生の児童とその保護者 約1,000人 市内公立中学2年生の生徒とその保護者 約1,000人
抽出方法	市内公立小学5年及び市内公立中学2年の学年をそれぞれ 学級単位で無作為抽出
調査方法	学校配布郵送回収
調査期間	令和3年11月5日（金）～11月22日（月）

②支援者調査

調査対象	市内関係機関等（庁内関係部署、保育園、小学校、中学校、 NPO法人、公民館、児童館、社会福祉協議会、民生児童委員、 地区社会福祉協議会、地域子育て支援センター等）
調査方法	電子メール配布電子メール回収
調査期間	令和3年9月28日（火）～11月9日（火）

# 奈良市子どもセンターの開設について

資料7

## 奈良市子どもセンター



# 奈良市子どもセンターの開設について

## 児童相談所の設置に伴い奈良市が新たに処理する主な事務の一覧

No	事務	概要
1	児童の措置に関する事務	1. 指導措置（子ども又はその保護者を児童福祉司等に指導させる措置）を行う。 2. 入所措置（①子どもを児童福祉施設、又は指定発達支援医療機関に入所若しくは委託させる措置。 ②小規模住居型児童養育事業を行う者、若しくは里親に委託する措置）を行う。
2	一時保護に関する事務	1. 必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する。
3	里親に関する事務	1. 里親希望者に対して、里親として適当であるか調査し、適当である者を里親として認定する。
4	障害児入所給付費の支給等に関する事務	1. 障害児入所給付費及び障害児施設医療費等の支給を行う。 2. 給付に係る入所受給者証の交付を行う。
5	指定障害児入所施設等に関する事務	1. 障害児入所施設の指定を行う。
6	児童自立生活援助の実施に関する事務	1. 児童自立生活援助（満20歳未満の義務教育終了児童等の相談その他日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援）の実施を決定する。
7	児童自立生活援助事業・小規模住居型養育事業の届出等に関する事務	1. 児童自立生活援助事業・小規模住居型養育事業に関する届出、検査、制限又は停止を行う。
8	児童の親権に関する事務	1. 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判請求の申立てを行う。 2. 未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行う。
9	児童虐待の防止等に関する法律に関する事務	1. 虐待が疑われる児童の保護者へ出頭を求める。 2. 出頭に応じない場合に臨検又は捜索を行う。 3. 虐待を受けた児童の保護者に対し、面会・通信の制限を行う。
10	児童福祉施設に関する事務	1. 児童福祉施設（乳児院、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター）の設置認可等を行う。
11	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関わる事務	1. 民間あっせん機関の許可、指導及び助言、検査、制度周知等を行う。
12	特別児童扶養手当に係る判定事務	1. 特別児童扶養手当を申請するにあたり必要な知的障害の認定診断書を作成する。
13	療育手帳に係る判定事務	1. 18歳未満の方への療育手帳の交付にあたり、知的障害の有無や程度について判定し、県知事へ進達する。

## 奈良市子どもセンターでは

- 「予防から緊急対応、そして支援へ」虐待を含む様々な相談ニーズに対応するために専門職等を配置しています。
- 子どもやその家族など当事者を主役にした支援を目指します。「どんな家族になっていきたい？」等、未来に焦点を当て、その実現に向けて私たちはチームの一員として支えます。
- 子どもには「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」そして、「参加する権利」があります。子どもの権利が最大限に守られるように意見をしっかり聴くことができる体制を整えていきます。

にじいろ ①地域子育て支援センター ②キッズスペース

【電話番号】 0742-33-1021

③子どもの発達相談 ④子ども家庭総合支援拠点 ⑤児童相談所

【電話番号】 0742-34-4804 (代表)

※屋外広場については、こちらまでお問い合わせください。

【相談等の受付時間】 平日9時～17時(年末年始除く)

子どもの虐待や緊急の通告は児童相談所全国共通ダイヤル  
☎「189」24時間年中無休でつながります。

【所在地】 〒630-8031 奈良市柏木町 263 番地の 2

【アクセス】

車でお越しの方

- 国道 24 号線「奈良」方面から、柏木町交差点で右折。奈良朱雀高等学校(奈良商工高等学校)の手前を左折。
- 駐車場のご利用時間：8 時 30 分～17 時 30 分

電車でお越しの方

- 近鉄西ノ京駅から徒歩約 22 分
- 近鉄奈良駅・JR 奈良駅から恋の窪町行 奈良交通バス「柏木町南」下車、徒歩約 10 分



# 奈良市子どもセンター



## 遊びにきてね。 話しにきてね。

全国では児童相談所で児童虐待として対応した件数が30年連続で増加しており、早期の対応が求められています。本市の担当課での対応件数も、ここ10年間で約3倍に増加しています。

本市では、2022年4月に、全国の中核市として4例目、奈良県下で3か所目となる児童相談所を設置し、子どもの安心・安全を守るとともに、専門職等に子育て相談ができ、親子のふれあいがはぐくまれる魅力的なスポットがある、子育てを総合的に支援する施設をオープンします。

# 奈良市子どもセンターの目指す“つながる支援の輪”

子どもセンターは5つの機能が複合した施設で、それぞれがつながり合うことにより、すべての子どもや子育て世代を応援します。



## にじいろ

「にじいろ」は、①地域子育て支援センターと  
②キッズスペースの2つの機能を合わせた愛称です。

**開所日時** 火曜日～日曜日及び祝日 10時～16時

**休所日** 年末年始、月曜日  
(祝日である場合は開所日とし、  
その翌日以降の祝日を除く日を休所日とします。)

**利用料金** 無料

**利用時間等** 1回90分  
(1日3回総入れ替え制【各機能それぞれに定員あり】)



子育ての不安や  
心配はあるけれど、  
どこに相談したら  
いいのかわからない。

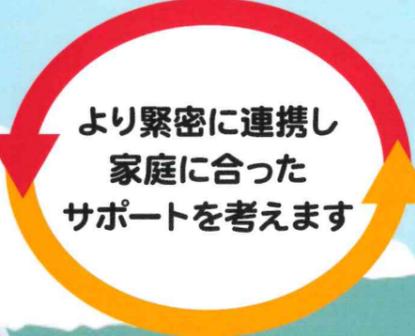
しつこく  
どうしたら  
いい?

子どもがいっぱい遊べる  
子育てが楽しみに!  
でも、悩みや不安も話したい。  
気軽に行ってみようと思う  
子どもセンターを目指します。

## ④子ども家庭総合支援拠点

- すべての子どもとその家庭(妊産婦を含みます)を対象に、相談全般から専門的な支援までをおこなう拠点です。必要に応じて、地域や家庭に出向きます。
- 必要に応じて、関係機関と連携して、妊娠期からの切れ目ない適切な支援につながるよう調整します。

他にも	こんにちは赤ちゃん訪問	エンゼルサポート
	育児や夫婦等の家庭相談	ショートステイ事業



少しの間、  
子どもを  
預かってほしい。

## ①地域子育て支援センター

**利用対象** 概ね0～3歳児とその保護者(妊婦の方も利用可。)

- 子育て親子が集まって遊べるスペースがあります。
- 地域の子育て関連情報を提供します。
- 子育て及び子育て支援に関する様々な講座を実施します。
- 専門職<sup>※</sup>による子育て支援等に関する相談ができます。

<sup>※</sup>子育てに関する様々な悩みや不安を一緒に考え、適切な行政サービスや専門の窓口などにつなげる「子育てコーディネーター」を配置しています。

## ②キッズスペース

**利用対象** 未就学児とその保護者

**<屋内遊び場>**

- 子どもたちが「わくわく」と好奇心をかき立てられ、全身を使って思い切り遊ぶことができる全天候型の屋内遊び場です。
- 子どもたちの遊び体験をサポートする「プレイリーダー」を配置しています。

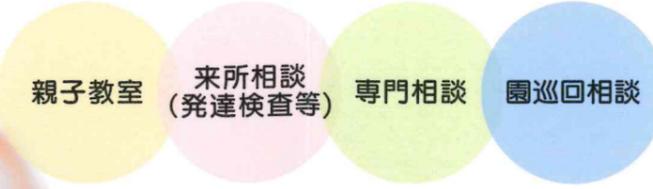
**<屋外広場>**

- 多様な子どもたちが一緒になって遊び、自然を感じながら、それぞれの楽しみ方ができるインクルーシブな遊び場<sup>※</sup>です。

子どもたちが  
親子で  
遊べる場所が  
欲しい。

## ③子どもの発達相談

- 就学前の子どもの発達に関する相談ができます。
- 発達検査や各種専門相談をもとに発達に関する相談を進め、園巡回相談等を実施します。
- 相談は予約制です。
- 親子教室を開設し、乳幼児期からの早期の発達理解や支援につなげます。



相談できて  
ほっとした。

## ⑤児童相談所

- 児童福祉司や児童心理司、保健師等の専門職を配置し、専門的な診断をもとに相談・援助を行います。また、様々な理由によって家庭で暮らせなくなった子どもの安全を確保するとともに、施設や里親へ養育を委託します。
- 一時保護所を設置し、保護が必要な子どもを一時的に預かります。

他にも	里親の登録
	療育手帳の判定
	緊急的な虐待対応等



<sup>※</sup>インクルーシブな遊び場:  
障がいの有無などに関わらずあらゆる子どもたちが一緒に遊べる空間です。

子どもの発達に  
ついて知りたい。

